

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明について  
の事実確認に関する調査特別委員会記録簿（第10回）  
令和4年3月18日（金）

1 出席委員（7名）

|     |       |      |      |
|-----|-------|------|------|
| 委員長 | 原田てつよ | 副委員長 | 齋藤一信 |
| 委員  | 大月隆司  | 委員   | 藏本隆文 |
| 委員  | 栗尾典子  | 委員   | 仁科文秀 |
| 委員  | 東川三郎  |      |      |
| 議長  | 藤井義明  |      |      |

2 欠席委員（1名）

委員 坂本亮平

3 説明のため出席した者の職氏名

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 政策部長 | 山岸雄一 | 産業部長 | 前川英之 |
| 財政課長 | 藤井俊幸 |      |      |

4 事務局職員

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 議会事務局長 | 長野浩一 | 議事調査係長 | 長安剛伸 |
|--------|------|--------|------|

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所

第一委員会室

午前10時00分 開会

○委員長（原田てつよ）

〔挨拶〕

それでは、ただいまから第10回の農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を開会します。

それでは、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（藤井義明）

〔挨拶〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございました。

本日は、2月21日に開催されました前回の委員会で、当委員会で意見聴取をする関係人として決定した山岸政策部長、前川産業部長そして藤井財政課長に証人として出席をお願いしております。

申し訳ありません。ちょっと報道の人が入られたので、ちょっと前へ返ります。

それでは、議事に入る前に、報道機関の皆様申し上げます。よろしいでしょうか、はい。

これより証人喚問を行いますが、報道機関の皆様には、写真等の撮影については証人に心理的圧力が加わることを防ぐため、個人が判明されるような写真の撮影は避けていただくなど、御配慮くださいますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより協議事項に入ります。

協議案件1，農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査についてを議題とします。

まず、本日、証人が証言をするに当たり、関係書類やメモ等を参考にすることについて許可しておりますので、御了承願います。また、前川産業部長につきましては、本日は財政課長在職時の事柄を前提に質問することとしておりますので、併せて御了承ください。

それでは、本日予定しております証人の皆さんに、最初に証言や宣誓等について、注意事項を説明させていただきますので、証人の入室を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日は、山岸政策部長、前川産業部長、藤井財政課長におかれましては、お忙しいところを御出席くださいます、ありがとうございます。本委員会の調査進展のために、御協力をよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原

則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれがある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨をお申し出てください。それ以外には、証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立をお願いいたします。

それではまず、山岸政策部長、宣誓書の朗読をお願いいたします。

◎政策部長（山岸雄一）

宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年3月18日。山岸雄一。

○委員長（原田てつよ）

続いて、前川産業部長、宣誓書の朗読をお願いいたします。

◎産業部長（前川英之）

宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年3月18日。前川英之。

○委員長（原田てつよ）

続いて、藤井財政課長、宣誓書の朗読をお願いいたします。

◎財政課長（藤井俊幸）

宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年3月18日。藤井俊幸。

○委員長（原田てつよ）

それでは、皆さん御着席ください。

証人の皆さんは、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

それでは、これより証言を求めることとなりますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得て行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、農業振興施設改修事業に関する重要な問題について証人より証言を求めることとなりますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権を留意されるよう要望いたします。

それではまず、山岸政策部長から尋問を行います。

前川産業部長、藤井財政課長は、一旦自席にお戻りください。改めて所定の時間に出席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○委員長（原田てつよ）

休憩を解いて会議を再開いたします。

山岸政策部長には、改めましてお忙しいところ御出席くださいまして、ありがとうございます。本委員会の調査進展のために御協力をよろしくお願いいたします。

これより山岸政策部長から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いありませんでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

間違いはございません。

○委員長（原田てつよ）

それでは、最初に副委員長から所要の事項についてお尋ねした後、次に各委員からの御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

それでは、私のほうから質問、皆様からお寄せをいただきました事前の質問について1点ずつお尋ねをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1点目、農業振興施設の改修事案について、これまで政策部はどのように関わってきたのか、お尋ねをいたします。

◎政策部長（山岸雄一）

着席のままでもよろしいのでしょうか。

○委員長（原田てつよ）

はい。

◎政策部長（山岸雄一）

ただいまの1点目の農業施設改修事案について、これまで政策部がどのように関わってきたかという御質問でございます。

ちょっと幅が広い質問ですので、もしポイントがずれているようでしたら、御指摘をいただければと思います。

まず、予算要求に関する点での政策部の関わりについてお話をいたします。

政策部といたしましては、事前評価という要求をする最初の段階で総務部とともに事前評価を担当してございます。農業施設の改修事業については、農政水産課が事前評価シートを作成し、この事前評価の仕組みに登録をされましたので、ヒアリングを実施いたしました。これが令和2年11月頃だったと記憶しております。事前評価にはいろいろ、評価をするに当たっての事業の要件等を定めておまして、今回の事案は登録をされましたが、事業費が1,000万円以上のハード事業ではなかったことから、ヒアリングの場で対象

外であることを、ヒアリングに出席していた者から伝えたというふうに記憶しております。したがって、この作成された事前評価シートというものについては、政策部としては対象事業ではないことから、正式な事前評価シートではないというふうに判断しております。対象外の事業であるということですね。

また、監査報告書、ちょっとここは余分でしたら失礼いたしますが、監査報告書の4ページ、6のアの最後のところで、事前評価の結果について、市長も復命を受けているとの記述がございますが、本事業は、事業評価対象外事業であるため、市長への報告案件には含まれてございません。したがって、この監査報告は、誤りであるというふうに我々では判断しております。その旨も監査報告書が出た段階で監査事務局のほうにお伝えをしております。

それ以降の予算上程までの作業に関しましては、政策部では関与はございません。

予算上程後の関わりについてでございますが。3月議会以降につきましては、再度予算上程しました6月議会におきまして、本件を含め多くの事業予算の削除がございましたので、部長級職員と市長、副市長、教育長、三役とで、本件も含め削除された予算の方向性をどうするかという検討をしたという記憶がございます。

さらに、この件につきましては、9月議会でも再度上程をしておりますが、9月でも本件を含め多くの予算の削除をいただきましたので、市長、副市長と総務部長そして私と削除された事業の担当部課長入れ替わり制で対応方針を検討する会議を持ったという記憶がございます。これらの会議につきましては、対応方針の大きな方針決定、いつの議会に上程するかとか、そういった方針決定をただけでありまして、どのような資料で、どんな説明をするという細かい調整をした記憶はございません。

それぐらいですかね、はい、以上でございます。

○副委員長（齋藤一信）

私のほうは以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

それでは、他の委員の皆さんから質問が何か、ただいまの答弁に対してございますか。

○委員（栗尾典子）

先ほどの対応の会議をしたということだったんですけれども、どういう方向性で話し合いをしたというのか。具体的な中身、分かる範囲で教えてください。

◎政策部長（山岸雄一）

6月議会で修正されました案件については6事業あったと思いますけれども、それらにつきまして、その予算の対応をどうするかという決定をしたというようなことでございまして、今回の農業振興施設の改修事業費については、6月議会後、9月に再チャレンジをしようという方針を決定したと、それだけでございます。

○委員長（原田てつよ）

栗尾委員、よろしいですか、はい。

ほかにございませんか。

○議長（藤井義明）

先ほどの事前評価シートは、金額が1,000万円以上でないので正式な事前評価シートではないということで、市長の関係はないというようにお話でしたが、それは間違いありませんね。

◎政策部長（山岸雄一）

今ほどの御質問でございますが。

再度申し上げますと、評価シートとして作成をして登録はされました。しかし、対象事業の要件に合致しておりませんでしたので、対象外であると担当にお伝えをしております。そのため、ヒアリングをした結果の報告にもその案件はつけてございません。そういったところから、市長への結果報告にもこの案件名すら載っていないということで、今の議長の御質問のとおりでございます。

○議長（藤井義明）

資料提供を求めたときに、監査の事前のときの資料請求にも、その事前評価シートは提出されてないんですね。基本的に、その提出を求めたときにおっしゃったのは、いわゆる意思形成過程であるので出せないというようなお話もありました。ということは、別に大した資料ではないのに、この提出を拒んだ、その中身が大したことないのに拒んだ理由は何ですか。

◎政策部長（山岸雄一）

ただいまの事業評価シートを公表しなかった理由についてのお尋ねについてお答えをい

たします。

事業評価というのは、予算編成作業の一環として実施しているものでございまして、市の重要な施策とか新規の事業、事務に対して、その方向性を審査しているものでございます。今回の資料は、正式な事業評価シートではないというお話をしましたが、事業評価シートという名称でもって調整されたものであったことから、事業評価シートというのは、やはり我々としては意思形成過程のものであって、意思形成過程というのは、担当部局としましてはその後の財政課のヒアリングや、さらにその後の査定に向けた、まだアイデアの段階の資料であると思います。その内容が大したことないかどうかというのは、後々の判断であって、そのシートの存在そのものは、事業のものによっては事前評価のときの実際に予算上程するときとか大きく変わる可能性がございます。そういった性質をもったものですので、これを例えば予算上程した後や決定した後に速やかに公表するというのは、その後にまた類似の事業を検討する際に、その公表によって大きな支障が生じることも考えられます。そういったことから、担当部局としてはこれを速やかに開示するというのは、まだ時期尚早ではないかというふうに判断したということでございます。

以上でございます。

○議長（藤井義明）

先ほど意思形成過程の中にどういうふうな、先ほど言ったように後、今後に影響するというのがありますよね、それと時間的なことの基準がありますよね、今まだその途中であるとか、その辺の認識はどのように考えてますか。

要件が、今回の開示については2つあったと思うんですよね。時間的なもの、ほんでもう一つは、今言うように今後に影響するかどうかというのがあると思うんですが、その辺は同じ認識というふうに考えてよろしいんでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

事前評価を担当する部署としましては、これはその内容いかんによらず、事前評価というシートとしてつくられたものというものは、意思形成過程であって、やはりこれは公表すべきものではないというふうに思っております。

じゃあ、いつになれば公表していいのかというのは、ちょっとこの段階では私も述べることができませんが。どう言ったらいいんでしょうかね、歴史的資料としてかなりの年数がたった後に公表することができるとか、そういったものではないだろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井義明）

今回のこの事業評価シートは、どちらの要件で意思形成過程であるから開示できませんという決断、話、そういうふうになったんでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

ちょっと、どちらのというのが明確にお示しいただけないでしょうか、ちょっと。

○議長（藤井義明）

先ほど申し上げた時間的とあるいは、要するに2つの要件がありますよね。

◎政策部長（山岸雄一）

はい。

○議長（藤井義明）

そのどちら、2つありますよね。時間軸それともう一つは今後の事業に影響するというのが、いわゆる意思形成過程であるという要件になっていると思うんですけど、そこが違ふんなら、まだほかにあるというんなら、おっしゃっていただきいいんですけど。

◎政策部長（山岸雄一）

意思形成過程というもので今、時間軸と形成の途中である、どちらに該当するかという御質問ですよ。

○議長（藤井義明）

形成過程が時間ですよ。

◎政策部長（山岸雄一）

はい。

○議長（藤井義明）

もう一つは、要するに今後と同じような事業に影響する場合は出しませんよという、その公開条例にありますよね、出さなくてもいい条件として情報開示をする要件として書いてあります。その件についてどちら、2つともなのか、1つなのか、それをお尋ねしてるんです。

◎政策部長（山岸雄一）

事前評価シートというものがつくられた段階を見ますと、意思を形成する過程の中でつくった資料ということで、意思形成過程の途中のものであるということも言えると思いますし、時間軸でもその決定までの間の作成した資料ということですので、どちらにも該当

するのではないかなというふうに思います。

○議長（藤井義明）

今後に影響するというのは。

◎政策部長（山岸雄一）

今後にまた類似の判断をする際に、この事前評価シートという存在そのものが該当してくると思いますので、この事業にかかわらず全ての事前評価シートというものが開示すべきではないというふうに、担当部としては考えております。

○議長（藤井義明）

この資料を出さなかったことが、意思形成過程だというところが非常に問題で、今要件を言うと、どちらも関わっているというようなお話なんですが、内容的には大したものではないというふうに、1,000万円以下だからあまり大した資料ではない。そして、上程した以上で、私は上程した時点、あるいはその時点が意思形成過程の終了点というふうな考えもあるんですが。その辺ははっきり、政策部長としてはどのようにお考えですか。

◎政策部長（山岸雄一）

今、議長がおっしゃった件につきましては、会計監査報告でそのような見解も示されていたというのは承知しております。ただ、事前評価を担当している政策部長としては、やはりこの意思形成過程に当たるというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井義明）

それでは、監査の後に出されましたよね。監査請求されて、事後に、事前のときには出さなくて事後のときに監査のほうから出してくださいというふうに言われて、事前評価シートあるいはいろんなものを出されましたが。それは、じゃ、なぜ出されたんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

事前に開示をしなかった段階につきましては、私は決裁ルートには入っておりません。しかしながら、副市長の段階の決裁に至ったときに、副市長からこのシートは出していいものだろうかという相談が私のところにございました。その段階で、政策部として事前評価シートの開示請求が来た場合には、意思形成過程のものであって開示をしてございませんというのをお伝えをしました。それで、非開示になったものと思っております。

その後の段階で、事前評価シートが開示されたという点については、政策部に合議はございませんでしたので、その段階での取扱いの御相談はなかったわけでございます。した

がいて、もし相談があれば、やはりそのシートについては出さないでいただきたいという、政策部としての意向をお伝えしたいと思っておりますけれども、決裁ルートにおりませんでしたので、どのように出たかというところは承知しておりません。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

藤井議長、よろしいですか。

○委員（大月隆司）

今の事前評価シートについてです。

事前評価の際のヒアリングの段階で登録はされたが、対象外のために外したので、これは正式な評価シートではありませんというのは、最初に言われましたけど、それは間違いないということによろしいですか。

◎政策部長（山岸雄一）

はい、我々の判断としては対象外事業だと判断した時点で、事前評価シートではないというふうに思っております。

○委員（大月隆司）

そのヒアリングの際の手续、例えば10件あります、評価をしました、1件対象外でした、3件についてはオーケーです、この件に関しては駄目ですとかというような、当然それを市長に報告をされるんですが。どういった形の報告を市長にされたのか。対象外になりましたとか、そもそも最初にこれだけのものが評価にかかっていますよという報告を上へ上げて、その後に報告をしたときに件数が減ったり、増えたりするということがあるのかないのか。そういうようなとこまで報告をされてるのか。それを含めて、どういった形で手続がなされて、報告をされているのか、お尋ねします。

◎政策部長（山岸雄一）

本件の市長への報告についてでございます。

対象外事業であるため、市長への報告案件に含めることをしてございません。対象に当たったものだけのリストをつくりまして、それについてどういう判断を下す予定かというのを市長にお諮りをしております。したがって、再度申し上げますけれども、この農業施設の関係につきましては、市長への報告案件にすら含まれてないということでございます。

以上でございます。

○委員（大月隆司）

その評価シートが正式なものではない、開示請求をした際にも、今の意思形成過程云々かんぬんというところで、ちょっと整合性が取れないような気がするんですけど、その認識はどうなんですか。正式な文書でもないのに、じゃ、この文書はどういう扱いなんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

そこはちょっと私もなかなか判断が難しい質問されてるかなと思いますが。事業評価シートという形式をそのまま使った予算書の補足説明資料みたいな形になってしまってるんだと思いますけれども。ですから、事業評価シートのスタイルが予算要求を行うときに非常に有益な情報が詰まってると思いますか、判断しやすい様式になっているので、担当、ここは推測になりますので、考えとして述べさせていただきますが、そういった様式が優れた資料であったがために、予算要求の参考資料としてそのまま使い回しをされたんだと思います。そういったところで、我々事前評価を担当する部署としては事前評価シートではないという認識でございますが、事前評価というシートの名前を持ったものが、その後の資料にどんどんついていったということだと思います。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（大月隆司）

名前がついたら全て、たとえ様式がそれなのかどうなのかすら、今の現段階では分からないというのが我々の認識じゃないかなというふうに思うんですけども。じゃ、あの出された評価シートというのは、今の事前評価シートということで間違いはないんですか、中身は。正式なものと今回違いますといった様式というのは同一のものなんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

ただいまの質問には、ちょっと私が、その議会側に提出されている資料を拝見しておりませんので、お答えすることができません。

○委員（大月隆司）

どういったものが出されたか分からない中で、それが公表されるべきものか、されないべきものかという議論をどうやってやるんでしょうか。その辺の認識はどうなんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

事前評価シートというもので決裁が回ってる段階で、副市長の段階で、私はそのシートが正式なものであろうがなかろうが、事前評価シートという形を持って世に出ていくというのは、その事前評価というステップから考えれば、意思形成過程であるというステップから考えれば好ましくないのではないかというふうに判断したということでございます。

○委員（大月隆司）

認識は、その事前評価という名前はつくけども、何のシートか分からないものを確認もせずに出す出さないという議論をしたというふうに認識しとけばいいんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

ちょっと質問の御趣旨が複雑なので理解し難いところもございますが。事前評価シートというシートの形で、これが事前評価シートなんだと皆さんが認識するものが、やはり意思形成過程のものになりますので、そういう形で世の出るといのは、事前評価の制度からいって好ましくないというふうに判断したということでございます。

○委員（大月隆司）

部長が言われるその事前評価シートと、我々が頂いた事前評価シートがイコールかどうか分からないというのは合ってますよね、今の段階で見てないということなのでイコールではないかもしれないということで合ってますよね。

◎政策部長（山岸雄一）

その点は、議員のおっしゃるとおりだと思います。

○委員（大月隆司）

その中で、じゃ、出した出さないの議論が成り立つのか成り立たないのか。我々が思っているものと部長の思っているものが違うかもしれない可能性もあるわけですよ、今の段階で。それを確認をせずに出す出さないという議論が成り立つんでしょうかという趣旨の質問です。

◎政策部長（山岸雄一）

すみません。なかなか理解し難いんですけれども、出す出さないの議論としますと、その事前評価シートというものを、繰り返しなんですけど、というものを出すという行為が、やはり意思形成過程のものでありますので、今後影響がしてくるのではないかというふうに思っております。

○委員（大月隆司）

逆に、市の組織の中で事前評価シートと言われるものは、政策部が今扱ってるもの以外

ないということではないですか。ほかのいろんな各部署、部局なりで事前に何かこう確認をするために事前評価シートという名前をつけたものが存在はしないということなんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

事前評価シートとの対象になった事業については、恐らく予算化のほうで予算の参考資料として事前評価のときどうだったのかということにつけるようにという指示が来てるんじゃないかと思いますが。そういった意味では、事前評価の対象になったものは、ずっとその事前評価シートというのが上程までの意思形成過程の中で資料として生きていくものだと思います。今回のものはシートはつくったんだけど、対象外。ですから、そのまま予算シートなどにつけてもらうというのは、我々としては想定し得ない使われ方だったということでございます。

○委員（大月隆司）

そして、名前が事前評価シートという名前を使って、他の部局が自分ところの内部的に決裁をするがためにつくったような資料で、事前評価評価シートというものを我々は受け取っとるかもしれんわけですわ、今。ものがイコールじゃないので、それを確認もせずに出す出さないというのはどうなのかなあというのが最初の趣旨の質問なんですよ。

なので、議長の言われる議論の中で何を、物も確認もせずに出す出さない、今の段階でもまだ、その事前評価シートを使っているものかどうか分からないのというのは事実ですよ。そういうふうに判断をされたということによろしいんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

理解が悪くで申し訳ございません。

その事前評価シートの中身が違えば、しっかりそれをチェックしてから事前評価シートだったら出さないでという判断をすべきじゃないかという御趣旨ですね。

我々としては、その中身逐一のチェックはしてございませんでしたけども、事前評価シートであるという点をもって、やはり同一の判断を知らない方はされるだろうということで、事前評価のステップを考えれば、そういったシートが開示になるのは好ましくないという判断をしたということでございます。

以上でございます。

○委員（大月隆司）

趣旨が理解なかなか、こっちも質問し難いので、取りあえずいいです。

○委員長（原田てつよ）

資料をちょっと。

事務局長お願いします。

◎事務局長（長野浩一）

失礼いたします。今の事前評価シートなるものについての議論になっております。今おいでいただいとりました議員皆さん方には、これまでに従前にタブレットのほうでお送りしている中に入っておりますので、それがちょっと過年の分については、ずうっと収納されている関係でなかなかちょっと見づらくなっておりますので、ちょっと御報告いたします。

まず、笠岡市議会というホルダーを御覧いただきますと、その中に各種委員会等というホルダーがあります。そのホルダーをまた入っていただきますと令和3年度、この令和3年度の中の農業振興施設改修事業の補正予算というホルダーがございまして、ちょっとすみません、かなり。この中にもう既に終わっている委員会の資料が全部入っております。令和3年12月22日のホルダーの中に、12月1日付で資料請求をしたものについて回答があったというのが一番右手に、令和3年12月1日付の事前評価シートというふうな形で出てきております。多分これのことを今おっしゃっておられるんだろうと思います。

これは、資料内容として農業振興施設改修事業に係る事前評価シート（提出時のもの）、回答担当課、農政水産課ということでいただいておりますので、こちらのほうを山岸部長のほうに……。

○委員長（原田てつよ）

部長に提示して、見てください。

一応、目を通してもらってるから。

委員の皆さん、大丈夫ですか。

山岸部長にはシートを渡して、今ちょっと目を通していただいておりますので。

○副委員長（齋藤一信）

ということは、山岸部長、先ほどの大月さんの話とのやり取りを聞くと、この今読んでいただいている事前評価シートは、事前評価シートというフォーマットに書かれた参考メモという認識でいいということですかね。

◎政策部長（山岸雄一）

今ほどの副委員長の御発言の前に、ちょっと大月さんから言われてました、このシート

がどうなのかについて確認をさせていただきましたので、発言をさせてもらえればと思います。

私どもが事前評価で登録をされたシートと今チェックをいたしました但、全く同じものでございます。

その上で、今の副委員長の御質問が、すみません、もう一度お願いしてもいいですか。

○副委員長（齋藤一信）

大月委員さんの質問に関連してなんですけど、山岸部長としての認識、政策部長としての扱いは、事前評価シートのフォーマットに書かれた資料メモという扱いになつるということでいいんですかね、このものは。

◎政策部長（山岸雄一）

はい、本来は事前評価シートとして、その後使うものではなくて、その内容を使うというものであったべきものだと思いますので、この評価シートのフォーマットを使った別シートだというふうに思います。

○副委員長（齋藤一信）

内容としては、政策部としてはこのメモの内容を、要するに市役所側の不完全な契約だったという内容は、認識をしたということでもいいんですかね。

◎政策部長（山岸雄一）

本件につきましては、正確な私の記憶を申し上げますと、この事前評価は確かに実施をいたしました。かなりの件数行いますので、その内容の事細かな部分については、ほぼ記憶にございませんでした。今回のこの調査特別委員会の設置、さらに百条委員会の設置を受けて、過去の資料を見た段階で確かにそのような記述があるなというのを呼び起こしたといひますか、再度認識したということ。ですから、9月にこの特別委員会を設置されましたけども、その時点で再度改めて見た段階で、あつ、そういうことだったんだなというのを認識したような状況でございます。かなりの多くの件数を評価したり、またその後かなり時間も経過しておりますので、記憶には特に定着はしてありませんでした。

○副委員長（齋藤一信）

それから、政策部長を含め政策部がこの事前評価シートのフォーマットに書いたメモの内容を正確に認識したのは、結局いつですか。要は、不完全な契約があったということ認識したのは、要するに4月で補正を組まれ、コロナの予算だよ、否決され、6月で市債まで否決され、それでも不完全な契約だったということは、政策部長含め皆さん、政策部

においては認識してなかった。いつ認識されたのかなあって思うんですけど。

◎政策部長（山岸雄一）

この事前評価シートを全員が見たのは令和2年11月、ヒアリングした段階です。ただ、それが私を含め事前評価の対象外であるという判断を下しましたので、その後の過程に注視して全員が見ていたかというのは、ちょっと私には分かりかねます。ただ、私個人の記憶で申せば、先ほど申しましたとおり、9月議会ですね、冒頭、ちょっと、先ほどの記憶が少しおかしいんですけど、冒頭で市長発言がある、その前ぐらいだったというふうに思います。

○副委員長（齋藤一信）

8月。

◎政策部長（山岸雄一）

そうなんですかね。ちょっと正確な日付は全く記憶ありませんが、9月でそういう発言をしないといけないという意思形成がなされた段階ではなかろうかと思います。

○副委員長（齋藤一信）

じゃ、それまではもう全く政策部長は、シート、メモは見たけど、不完全な契約だったという認識すらもなかった。ただ、事務処理上差し戻したということで、問題視はしなかったということですね。

◎政策部長（山岸雄一）

今の事務処理上差し戻しというのは、何を指しておっしゃっておられますか。

○副委員長（齋藤一信）

事前評価シートとして上がってきたけど、事前評価シートの扱いにならんよという事務処理上差し戻したという。

◎政策部長（山岸雄一）

それを令和2年11月のヒアリングの後に、そのような判断をしたということでございます。

○副委員長（齋藤一信）

そのヒアリングのときで契約、これ不完全だよ、直さないといけないんじゃないって議論はなく、あくまでも1,000万円切るけ事前評価の扱いにならんよという、その1点だけの協議がヒアリングでされたんですか。その契約の不完全さを問題視の議論は、ヒアリングではなかったということではないんでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

ただいまの契約に関してどのようなヒアリング時に協議をしたかという点については、記憶としては、したのかしなかったのかも含めて、あまり記憶がございません。ただ、シートを見てヒアリングをしておりますので、した中ではそのような話題も出たかもしれないんですが、ちょっと記憶としてはないので、ちょっとお答えが難しゅうございます。

○副委員長（齋藤一信）

そういった事前評価の検討をされるヒアリングでは、一切メモも記録として残さないっていう事務作業を皆さんされてるんですね。何の記録もメモも何もないんですね。

◎政策部長（山岸雄一）

メモとか、記録というのは、担当レベルでつくってると思います。

○副委員長（齋藤一信）

その調査、この事案について、この評価シートのフォーマットを使ったメモ用紙の扱いのときの担当者レベルでのヒアリングのメモとか、記録とかというのがあるかっていう確認は、部長として部内でされましたか。

◎政策部長（山岸雄一）

議論の段階でその対象、採択するかどうかというときに簡単なメモはつくってますので、そういったものが存在するということでございます。

○副委員長（齋藤一信）

そのメモは、見てないってことですよね。今の私とのやり取りでいけば記憶にございませんなので、メモはあると言いました。だけど、それは読んでないんですね。そのメモは、どういった内容か読んでないと言った立場上、答えられないと思うんですけど、どういったメモの内容でしたか、このヒアリングの、この事案の。

◎政策部長（山岸雄一）

記憶を基に正確に、私の判断をお答えするほうがいいかなということで、記録については、シートは見ましたが、そのほかの記録については確認をせず、この場に臨んでございます。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっとピンポイントでお答えください。

このトイレの改修の事案のヒアリングは、メモがありますか、ありませんか。

◎政策部長（山岸雄一）

確認のお時間をください。

○委員長（原田てつよ）

はい。

◎政策部長（山岸雄一）

事前に記録を見ずにこの場に臨んでおりましたので、大変失礼いたしました。

登録された案件について、どのような判断をするかというのをその場でパソコンで、今アドバイザーの方が打ってるように、簡単にメモしたようなものをつくって、それを再度共有をしながら採択、不採択といった判断をヒアリングの場に出ているものでしております。その中に、シートが当時、笠岡湾干拓粗飼料生産供給基地合併処理浄化槽設置事業ということで594万9,000円ということで、私の手書きのメモでは対象外と大きく書いておるのがファイルの中にはありました。その中で、やり取りの内容などとしましては、もし不採択になったらどうするのかとか、プロポーザル時には分かっていたのか、今後の維持管理はどうするのか、事業者さんにしてもらおう選択肢はないのかとか、公共下水道にはここはつながる区域ではないのか、そういったような質問がこの浄化槽の設置についてはなされております。

○副委員長（齋藤一信）

そのメモを資料として提示いただけますか。

◎政策部長（山岸雄一）

これは、事務担当メモではあると思いますが、取扱いについて確認をして、提出できるようであれば提出をしたいと思いますが、検討のお時間をいただきたいと思います。

○副委員長（齋藤一信）

そのヒアリングでは、当然のような疑問が、やり取りがあったということで、政策部と農政と、そこには誰がいましたか、そのヒアリングのやり取りで。

◎政策部長（山岸雄一）

前回の総務部長の証人尋問のときにも総務部長が対象外であると指摘をしたというような発言があったように記憶しておりますが。この事前評価につきましては、政策部、企画政策課と総務部、財政課で合同で行っておりますので、企画政策課の担当と財政課の担当、さらに総務部長そして私で対応したというふうに思います。

○副委員長（齋藤一信）

そこに副市長はおらず、そのメンバーでやった、それはいつやりましたか、事前ヒアリ

ング。

◎政策部長（山岸雄一）

事前ヒアリングにつきましては、ヒアリング日程を確認しますと11月2日に行っております。メンバーは、繰り返しになりますが、副市長には御出席をいただく会議ではございませんので部長以下の職員で行っておりますので、先ほど申しましたとおり、政策部は政策部長と企画政策課の担当、総務部につきましては総務部長と財政課の担当になります。

○副委員長（齋藤一信）

僕だったら思い出すんですけど、山岸部長はどうか分かりませんが、その令和2年11月2日、当然のように不完全な契約だったね、これ直さないといけないよねっという協議が当然のごとくメモで、今紹介をくださいましたけど、やり取りがあったということで、それ、結局不完全な契約を履行しようというこの協議でどういった回答やら、質問やらのやり取りって、記憶にございますかあ。

◎政策部長（山岸雄一）

記憶にという御質問であれば、どういうやり取りをしたかというのは、記憶にはあまりないですね。

○副委員長（齋藤一信）

記録はありますか、それ以外に。

◎政策部長（山岸雄一）

先ほどお伝えした項目、発言した内容は、この委員から質問したコメントになってますので、それ以外の質問は記録がないので、私の記憶にもないんですけども、そのようなものが主要な発言だったというふうに思います。

○副委員長（齋藤一信）

じゃ、11月2日のヒアリングにおいて記憶にはないけど、不完全な契約がトイレに関してあったという認識は、先ほどの出席者では共通して認識をしたということで認識をしておきます。

先ほど、これ大事だなあと思ったのが、監査内容につきまして、市また政策部の見解かどうか確認したいんですけど、監査の4ページのこの内容について市長も復命を受けていると、この事実はございません。よって、監査は誤りだという認識を市は持っておりますと言われました。これについて、監査にそういった趣旨、この復命を受けたという事実はありませんよという意思を伝えましたか、文書ないし口頭で。

◎政策部長（山岸雄一）

それにつきまして監査の、こちらとしては間違いであると思っている点について指摘をしたかという点でございます。

それにつきましては、令和4年1月13日に市長名で代表監査宛てに文書を提出をさせていただいております。訂正を求める箇所ということで文書出しております。その中で、なおこの内容については「市長も復命を受けている」というところに対して、「この事実はありません。事前評価シートに関しては、令和3年度予算編成方針によりハード事業一般財源1,000万円以上が条件であることから、トイレ改修に関することは評価対象外であるため復命はしておりません」ということで文書にてお伝えをしております。

○副委員長（齋藤一信）

監査から、それについてどういう見解が返ってきておりますか、返ってきておりませんか。

◎政策部長（山岸雄一）

監査からの見解は、私のところではないところに返ってきていて、それを共有を受けたと思うんですけども、ちょっとこの場に持ってきてないので、正確な表現ではないかもしれませんが、監査としては監査報告を出した時点で、この監査案件については終了しているので、訂正することはしないという回答だったというふうに思います。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

今回の決裁ルートについて、資料を議会に提出したしないの判断において決裁ルートという言葉がありました。最終的に決裁ルートって、副市長が政策部長にこの資料出してええ思う、どう思うという、あった。だけど、最終的な資料は私の決裁ルートを通らずに議会に出しとるけ、私は見てません。決裁ルートって何なんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

資料等を提出、今回の場合ですけれども、する際に、この資料を提出してよいかという確認を取る行為です、決裁。それが関係する部署にこれを出してよろしいでしょうかということで文書が回ります。その許可をするというか、合議であったりとか、承認、さらには供覧といった見るだけよというような権限があるんですけども、それ、今回の文書を出すに当たって、私にその回覧がなかったということをおっしゃっております。

○副委員長（齋藤一信）

決裁ルートって、内容によってあらゆるルートがあるんだよという認識でいいんですか、こちらは。

◎政策部長（山岸雄一）

その何を決裁するかの内容によって、その担当であったり、通るルートですね、どういった方が確認をしていって、いいですよという判断を下させていくのかということと、最終決定権が誰にあるのかというのが異なってくると思いますので、今回の議会の皆さんからの請求にあって、資料を提出する際に確認が政策部のほうには来なかったということでございます。いろいろなルートがあると思います、関係者によって。

○副委員長（齋藤一信）

決裁ルートはその場の雰囲気、感覚でやっているんですか、皆さん。こういう内容じゃけん、これはこの人に出しとけばいいんじゃない、あの人には出さなくていいんじゃないってやっているんです。それとも、この決裁内容は、この人のルートをこういうふうに通じないといけないうて確立されているんです。

◎政策部長（山岸雄一）

笠岡市の事務決裁規則でどこに、どういった方に権限があるのかといったものが定められておりますので、その資料を提出する者の部局でその判断をして、決裁を適切に取つてるものと思いますが。今回の議会への提出に関しては、政策部がそのルートに入っていなかったということでございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（大月隆司）

情報のその公開については、政策部じゃなくて総務部のルートがあって、総務部長から副市長というルートの中で副市長から相談を政策部長のほうに受けられて、前回はいかななものかなと、今回はその相談もなかったということで認識すればいいんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

大月委員の言われた総務部長から副市長についていうところは、私もそのルートを見てないので分かりかねますが、副市長から私にこういうものを出してええかなっていう確認があったので、それは性質上よろしくないと思いますというのをお伝えをしたということは、委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（大月隆司）

情報公開についてのルートというのは、今分かりますか、今回の、前回のとかじゃなくて、正式な議会から情報をお願いをしたときに、どういった決裁ルートで回されているのか。

◎政策部長（山岸雄一）

ちょっと正確に正しい決裁ルートがどういったものかっていうのは、ちょっとこの場で私ではちょっと分かりかねます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（大月隆司）

通常で言うと、複数の部が関わるようなことについては、どういった決裁ルートになってるんでしょうか。例えば具体的に総務部、政策部が関わってるもので、総務課が主管で、じゃ、どのタイミングで政策部に協議に来るのかとか、その辺りの標準的な手続についてお示しいただければ非常にありがたいんですが。

◎政策部長（山岸雄一）

標準的には担当課を出て、部長権限になるものであれば部長までの決裁を得た後、その他の部の関係課に回って、課長決裁を経て部長決裁、そういったような形になるんじゃないかと思います。

○委員（大月隆司）

前回のその決裁には、ルートにもかかわらず相談を受けたのでということであれば、ちょっと越権的な感覚もするんですが、その辺の感覚については、もう通常からそういうふうな、他部局の決裁ルートに政策部が関わってないにもかかわらず、相談を受ければ当然のごとくいけません、いいですよというような、副市長の段階で副市長から相談を受ければ、そういった形で返されるということによろしいんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

今回の件はかなり特異な例だったと思いますけれども、副市長段階で政策部にも関連するものの開示についての決裁が回ってきているということで相談を受けましたので、担当部としての意見を述べたということでございまして、それが毎回毎回あるといったようなことじゃないとは思いますが。

○委員長（原田てつよ）

ちょっと大月委員，休憩取ります。

約10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時11分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは，休憩を解いて会議を再開いたします。

大月委員，続けて質問されますか。

○副委員長（齋藤一信）

じゃ，もう次行っていいですか。

○委員長（原田てつよ）

たちまち，今の件はよろしいですか。

○委員（大月隆司）

結局決裁のルートに前回はいなくて，副市長から相談を受けたと，入ってるのにと  
いう話じゃって，今回入ってないというのは，そういうことでいいんですね。

◎政策部長（山岸雄一）

おっしゃるとおりで，前回は決裁ルートに入っておりませんでした，副市長から御相  
談があったので，政策部の見解をお伝えした。今回，提出に当たっては決裁ルートにもな  
く，御相談もなかったのも特に政策部としての見解を伝える時点がなかったということで  
ございます。

○委員（大月隆司）

それについて，その起案された分に対して何らかの抗議をされましたか。

◎政策部長（山岸雄一）

既に提出された後ですので，そのような抗議は行っておりません。

○委員（大月隆司）

ヒアリング時に，政策部の担当職員それから総務部の担当職員というような表現を言わ  
れましたけども，誰と誰が出席をされとったんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

それは，氏名を述べる必要がございますでしょうか，はい。

政策部からは企画政策課の河田課長，あと藤川補佐と中嶋主事が立ち会ったのではない  
かと思います。総務部の財政課については，大変申し訳ないんですが，どなたが出てたか

全ての記憶はちょっとございません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか、はい。

委員の皆さん、よろしいですか。

今の内容で、はい。

関連ですか、今の。

○委員（仁科文秀）

先ほどの復命の件でちょっとお尋ねしたいんですけども、ここでは政策部長は誤りであるということでお話があった。その後、抗議も誤りについても監査に伝えたということなんですけども。監査もその復命を受けていますということ、農政水産課のほうでヒアリングの中で聞いているじゃないかと考えられますし、それからその後副市長か市長か、そこまで確認をした上でのこういう記述じゃないかと考えます。そうしたときに、明らかにこれが復命を受けていないということが言い切れるのかどうかというのは、監査報告を読んで私は疑問に思ったんですけども。それは、もう明らかに誤りであると言い切れますか。

◎政策部長（山岸雄一）

この事前評価の復命につきまして、市長への報告につきましては、政策部のほうでリストをつくって、市長、副市長に復命をしておりますので、その中の資料に入っていないということから、その会議には政策部が出ておりますので、我々がお伝えをしておりますので、そういった中でそういう記憶はございません。項目にないものを触れることがないということですね。ですので、これは断言できると思いますし、監査委員からの政策部職員に関する聞き取りはございませんでした。

以上でございます。

○委員（栗尾典子）

すみません。同じことなんですけれども、政策部のほうから市長に対して報告はないけれども、復命したことは覚えはないとはっきり言えるんだけれども、例えば担当課のレベルで市長さんに対して、この前、起案してた分は、実はこういうふうな結果になったんですよっていうような報告があったのかもしれないということを今、仁科委員も言わせられたと思うんです。そういったところまで調査をした結果で、この復命を受けているというのが間違いだというふうに思ったということでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

まず、この内容を市長が復命を受けているについて、この事実がないということを申し上げたのは、最初にそういう声を上げたのは政策部、私どもでございます。その上で、この監査結果に関する報告に関する訂正の申入れについては、これに関連する部局で全員でチェックをした上で提出をしておりますので、その中には農政水産課も入っておりますので、その上でこの事実はありませんという文言を書いている以上は、担当課からもそういう報告を市長にはなされてないのではないかというふうに思います。

ただ、今、委員から御質問のありました担当課にその点を直接確認したかと言われると、私個人で直接は確認をしておりますませんが、全員でこれを出すことに間違いはないかというメール等での確認はしておりますので、担当も含めそのような判断、そういうことはなかったということだと思います。

○委員（栗尾典子）

担当誰々に確認したかというところまでは、把握できないということでもいいですか。

◎政策部長（山岸雄一）

この場では確認はできませんが、職場のメールでメッセージ機能などで確認はしましたので、その記録を見れば、こういったものでこの申入れをする際の文書を合意形成を図ったかというのは確認できると思います。

以上です。

○委員（栗尾典子）

すみません。もう一点、ついでなんですけども。さっきメモを部長御覧になって、こういったメモが残っているというふうにお話しして下さったんですけども。メモの提出ができるかどうか分からないというところがあったので確認をさせてください。

もう一度、メモのその内容、それから私だったら多分事業者にしてもらう選択はなかったのかってというようなフレーズがたしかあったと思うんですけど。これ、ええっていうような、コンプライアンスで考えると、ううんっていうようなところなので、例えばそれにクエスチョンがついているとか、そういったメモの内容をちょっと、もう一度とんとんとんと言っただけであればと思うんですが。

◎政策部長（山岸雄一）

先ほどお伝えしたのと順序が変わっているかもしれませんが、不採択されたらどうするのか、ここにはクエスチョンがついております、プロポーザルのときには分かっていたなか

ったのかクエスチョン，ちょっと会社名が入っているので，どこどこは公共下水道だけどうなんだろうというクエスチョン，維持管理はクエスチョン，ちょっと具体名が書いてあるのあれですが，事業者にしてもらう選択肢はクエスチョン，あとはちょっとトイレには関係ない事案で1つ書かれているものがございます。

○委員長（原田てつよ）

みなさん，よろしいですか，はい。

○委員（大月隆司）

部長の認識は事前評価の会議についての復命はしていないというふうに，この文書を取ってるという認識でよろしいか。それとも，もう全庁的にという，そこら辺はどうなんですか。

事前評価の会議については，外れたので復命をしていないという認識なんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

事前評価のヒアリングで対象外としましたので，復命をしていないということでございます。

○委員（大月隆司）

この件についての内容について担当課が市長にこうでしたという復命は，それも含めてしていないというふうに認識すればいいんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

それは，先ほどの栗尾委員への回答と重複すると思うんですけども，事務監査の結果に関する報告に対する訂正の申入れ，これを調整する段階で担当課も含めてこの内容を確認しておりまして，その中でこの事実はありませんという回答をしておりますので，担当課も含めて市長へ復命しているということはないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤井義明）

先ほど決裁ルートの話のときに事前と事後とかという話があったのは，それは監査の請求したときの事前のときには入ってたけど，後のときには政策部長は入ってなかったというお話でよろしいんですかね。監査の請求……。

◎政策部長（山岸雄一）

ちょっと私がいつの発言で事前，事後言ったのか，ちょっと今いろいろな御質問に答えていたので記憶に，ちょっと定かじゃないんですけども。

○議長（藤井義明）

決裁ルートの話のときに事前と事後の話があるんですが。決裁ルートで私入ってなかったの、その提出のときには入ってなかったからというふうに言われたように記憶するんですけど。

◎政策部長（山岸雄一）

決裁の関係でもう一度整理して申し上げますと、最初に意思形成過程であり提出することができなかったという決裁の話。

○議長（藤井義明）

それはいつのお話ですか。

◎政策部長（山岸雄一）

これが副市長から御相談、決裁ルートに入っておりません、私は。

○議長（藤井義明）

それはいつですか。

◎政策部長（山岸雄一）

それは9月の資料請求のときだったと思いますね。9月議会中の資料請求で、たしか大月議員と藤井議長から資料請求があつて、まだ出てないものがあるから出してください。それを出そうとするときに事前評価シートを担当課が出そうとしてました。その決裁ルートに私はおりませんでした。その決裁が副市長まで到達した段階で、副市長からこれは出してええもんだらうかという御相談がありましたので、私は事前評価というものは意思形成過程のものであつて、出していただいたら困りますということをお伝えをしましたというのが1つです。

もう一つの。

○議長（藤井義明）

監査の。

◎政策部長（山岸雄一）

監査のときに決裁については、私もここにもルートは入ってございませんでした。全て決裁が終わって出てしまった後で出たんだなということを私は認識をしましたので、そこで多分事後という言葉を使ったのは、そこだと思ふんですけども、もう全てが終わって、資料がもう議会に出てる段階ですので、この段階で担当に抗議などはしてませんというのが、多分事後という言葉を使ったときだと思ふます。

○議長（藤井義明）

ちょっと、そのときには議会には出てなくて監査のほうに、監査請求で行っただけの話なので、議会のほうは監査の報告があってから入ったので。

◎政策部長（山岸雄一）

なるほど。

○議長（藤井義明）

その辺は、ちょっと違うのかなあと今思いますが。

◎政策部長（山岸雄一）

はい、分かりました。

○議長（藤井義明）

最初の段階で農政から資料が行きました。総務課あるいは政策課あるいは副市長と相談、何をその今言う、出すか出さないかを会議したというふうに思うんですけど、そのときにはルートでなかったから参加してなかったというふうに、今の話をすると参加してなかったというふうに認識すればよろしいんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

ただいまのどういった資料を出すかの会議についてお答えします。

そのような会議がなされたかというのは承知しておりませんが、出す資料についての事前の相談はございませんでした。担当課も含めなかったと思います。

○議長（藤井義明）

総務の話では、何を出すか出さないかというお話があったようにも聞くんですけど、そのときに、今、先ほど、もう一度確認します、政策部は入ってなかったと、それで意思形成過程なので資料を提供できませんという回答をいただきました。そのときに入ってなかったということによろしいですね。

◎政策部長（山岸雄一）

決裁ルートには我々。

○議長（藤井義明）

ルートではなくて会議に参加しましたか、しませんかというお話をさせていただいておりますけど。

◎政策部長（山岸雄一）

あっ、会議ですね。

○議長（藤井義明）

はい。

◎政策部長（山岸雄一）

すみません。質問がよく分かってなくて変な答弁をしたかもしれません。

その副市長の段階で出しているもんかどうかという御相談を受けたと答えたのが、多分議長の言われる会議なんだと思います。その場には、ちょっと今記憶が定かではございませんが、総務課長か総務部長か誰かと私と企画の課長がいたんではないかと思いますが、意思形成過程ものなので政策部としては出してもらっては困りますと伝えた場に複数名いたんではないかと思います。それが会議と言われれば会議かもしれません。

○議長（藤井義明）

最終的に決めたのは、決まったらその後、副市長が市長にというお話の流れになるんだろうと思うんですけど、そこで決まったので、それがというふうに私たちはその認識するんで、それがルートであろうがなかろうが、その会議という名にならないのであれば相談した、その場にいらっしゃったかどうかという話なので、いらっしゃったということによるしいんですね。

◎政策部長（山岸雄一）

質問の意図をちゃんと分かってなくて申し訳なかったです。

今議長の言われるとおり、その副市長がその意思決定をされる際に、我々もその場において打合せなり、そういったことをいたしました。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上でよろしいですか。

では、副委員長、続けて、次お願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

すみません。関連すると思いますけど、予定どおり質問させていただきます。

2点目、また部長自身が関わった事項としては、さきのうちどれになりますか。

◎政策部長（山岸雄一）

ただいまの御質問にお答えいたします。

事前評価のヒアリングと6月議会で多くの予算の削除があったため対応を検討しました部長級職員と三役への会議の出席、あと9月議会でも多くの予算削除の案件がありました

ので、その対応方針を決定するための会議、これが市長、副市長、総務部長、政策部長と削除された事業の担当課長が入れ替わり制で行いました会議に参加をしております。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか。

ほかの委員，よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは続いて，副委員長，お願いします。

○副委員長（齋藤一信）

3点目，部長以外で政策部の中で本件に関与した職員はいらっしゃいますでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

部長以外で政策部の中で本件に関与した職員ということでございますが。

先ほどもう既に事前評価のところでも述べましたとおり，職員は事前評価にしか関与してございません。その中で企画政策課の河田課長，藤川課長補佐，当時の中嶋主事がヒアリングに立会いをしております。それ以外の職員は，予算編成作業にも関与してございませんし，その後の6月議会，9月議会を経ての対策会議にも出席はしていません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかの委員もいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

続いていきます。

○副委員長（齋藤一信）

4点目は省きます。

5点目，当該職員が関与したのは，それぞれどのような事項でしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

これは繰り返しになって恐縮ですが，事前ヒアリングの対応ということでございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか，皆さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、続けてお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

6点目、一般的に議会に予算の審議を求める際、どの程度、どのような資料をつけるかについては、誰がどのように判断していらっしゃるのでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

一般論ということですので、議会への資料につきましては、予算書、予算概要書、新規事業シートといったものが提出されていると思います。それぞれの作成は、その事業の担当者が行いまして、最終的な決裁の権限は各部長に委ねられているというふうに理解しております。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい、いいですか。

○委員長（原田てつよ）

いいですか。

ほかの委員もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、続けていきます。

次、お願いします。

○副委員長（齋藤一信）

7点目、本件中2度の予算審議において、それぞれの説明に際して、いかなる説明資料を出すかについて協議を行ったのでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

御質問が予算審議においてということですので、具体的な説明資料について、これは私の所管外事業になりますので、どのような資料を出すかについて協議が行われたかというのは把握をしてございません。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか。

皆さん，よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

次，行きます。8問目，お願いします。

○副委員長（齋藤一信）

8点目は，省きます。

9点目，令和3年6月議会において補正予算（第3号）の予算説明の前に，市長と補正予算（第3号）の説明内容について協議をされたのでしょうか，お尋ねをします。

◎政策部長（山岸雄一）

こちらにつきましても，先ほど同様，私の所管する業務ではございませんので，その説明内容について協議が行われたかも含めて把握をしてございません。

○委員長（原田てつよ）

いいですか。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

よければ，次行きます。

○副委員長（齋藤一信）

10点目，協議をしていないということで省きます。

よろしいですか。

○委員長（原田てつよ）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

11点目に移ります。

令和3年6月議会以降，令和3年9月議会で補正予算（第5号）の予算説明の前に，市長と補正予算（第5号）の説明内容について協議をされましたでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

補正予算（第5号）の説明内容についての協議ということでございますので，大変申し訳ございませんが，所管業務外ですので，私はそのような協議が行われたかどうか，また

行われたとしてどのような内容があったのかというのについては、把握してございません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

それでは、次へ行きます。

○副委員長（齋藤一信）

12点目、令和3年9月議会において、募集要項の誤りに関する説明が説明資料の中に含まれていなかったのはなぜでしょうか、お尋ねをします。

◎政策部長（山岸雄一）

先ほどの決裁ルートの話とも絡みますが、予算説明資料については各担当部長決裁となっておりまして所管業務内ですので、その誤りがなぜ含まれていなかったのかについて、私ではちょっと把握をしてございません。

○委員長（原田てつよ）

それでは、続けてお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

よろしいですか。

○委員長（原田てつよ）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

13点目、令和3年3月議会以降の委員会や協議会で募集事項の誤りについて説明がなされなかったのはなぜでしょうか、お尋ねをします。

◎政策部長（山岸雄一）

繰り返しになって恐縮でございます。こちらについても所管外でございますので、その理由、なぜかについては私では把握をしてございません。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

委員の皆さん、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、続けていきます。

○副委員長（齋藤一信）

14点目、仕様書の誤りについて、市民や議会に報告するかどうか協議したことはございますでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

私が参加して、そのような内容を議論をしたことがあると言われると、記憶にはないので多分なかったのではないかと思います。担当課、部のほうでされたかどうかというのについては、把握はしておりません。

○委員長（原田てつよ）

それでは、続いていきましょう。

○副委員長（齋藤一信）

15点目は、省きます。

16点目、同協議の参加者の中で報告しなくてよいと判断したのは誰でしょうか。

○委員長（原田てつよ）

これも参加していないから省いて、はい。

○副委員長（齋藤一信）

省きます。

17点目も省きます。

○委員長（原田てつよ）

はい。18も。

○副委員長（齋藤一信）

18番目も省きます。

19番目、行きます。

今回の2度の予算審議を求めた理由は、募集要項の記載が誤っていたからだと理解してよろしいでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

この理由については、その判断に関与していなかったと思いますので、理由そのものについては、ちょっとどういう理由だったのかというのは、ちょっと私では判断しかねますが、所見を述べるとすれば、3月議会に4月補正予算として提出したものが御理解を得ることができなかったという経緯がございますので、やはり市として行うべきと考え、6月、9月継続として出したという判断に至ったものだと思います。

○委員長（原田てつよ）

続いていきます。

○副委員長（齋藤一信）

20番目，行きます。

それにもかかわらず，これまでの説明の中で，これとは異なる理由が説明としてなされたのはなぜでしょうか，御説明ください。

◎政策部長（山岸雄一）

これまでの説明の中で，これとは異なる理由というのが，ちょっと具体性がなくて判断しかねますが。これは仕様書の誤りがあったのに，その説明をしなかったということをおっしゃっていると捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，質問の内容をもう一回説明してもらっていいですか，20番。

○副委員長（齋藤一信）

今，頭をぐるぐる，1回目，4月補正予算ではコロナ対策でようけ人が観光，アフターコロナ後ようけ人が見込めるので，コロナ対策としてトイレを直させてよという説明，2回目におきましては，何と従業員さんに障害者の人もおるけえ直さないけんのんじやってという説明，最終的に3回目も言わせてもらえれば，質問にはないですけど，実は仕様書の誤りがあったんじやと，三転したという，これを異なる理由ということであろうと理解しております。すみません。

◎政策部長（山岸雄一）

1回目，2回目，3回目，それぞれ理由が異なったのはなぜかという御質問ですね。

これについても，私自身がその説明内容を事細かにといたしますか，事細かじゃなくても，そもそもタッチをしておりますので，理由については図りかねますが，図りかねますだけでもよろしいですかね。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですね。

じゃ，続けていきましょう。

○副委員長（齋藤一信）

21点目，今回のような予算を要求する理由と実際の説明理由が異なることは，これまでもあったという認識ございますでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

私が所掌する事業で予算の目的と説明理由が異なることはなかったというふうに思います。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですね。

続けてお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

部長、ちょっと参考までに、今回のこの百条委員会の事案、本来の目的と、まず予算化しようとした理由が異なっているという認識は、政策部長としてはおありですか。

◎政策部長（山岸雄一）

これは個人的見解を聞かれているのだと思いますので、その観点でお答えします。

本来の目的と予算化の理由が違うというところがございますが。今回の案件は、仕様書の誤りがあったというのが全ての出発点であろうかなというふうには思っております。その一方で、市としてはこれを市としてトイレ改修をしなければならないということで予算化したものだと思っております。そういう中で予算編成に関しましては、事業化に当たっては必ず国や県の補助金などの財源確保を検討することというのが強く予算編成方針の中で求められておまして、有効活用できる補助金とか、そういった制度については、市の職員は市の予算を有効に使うために必ず検討することになります。そういった中で今回このトイレの改修というのは、トイレを介してコロナ感染が広がっていたという、現在でもそうだと思いますけれども、そういった状況の中でトイレ改修にコロナ予算が使えるというのは、内閣府も含めて判断をされておりましたので、この予算を使うというのは、市の職員としては非常にあり得た選択肢だと思います。

コロナ予算として上程した以上は、コロナ予算としての適格性を議員の皆様に御説明するというのがどうしても主眼になってしまうと思いますので、そういう意味で3月議会での説明が目的に合致しなかったかと問われると、予算を使う目的とは合致はしていたんだろうと思いますが、今このような状況に議員の皆さんが御判断をされて百条委員会を設置されてるという状態を鑑みますと、当時もう少し丁寧な説明が必要だったんだろうなというのは感じております。

以上でございます。

○副委員長（齋藤一信）

9月議会冒頭、市長のほうから貸付け責任者である、その契約の履行の責務を表明をされました。つまり、本来の目的とは異なっておりましたということを表示されたということで、部長、私たちは理解しておりますが、部長も同じ思いでいいですか。

◎政策部長（山岸雄一）

その目的というのが何なのかという感覚の。

○副委員長（齋藤一信）

直さないといけないという目的。

◎政策部長（山岸雄一）

直さないといけないという目的は、3月のときから常に市も持っていたものは間違いなしだと思いますが、要求している予算の性質に合わせた説明に終始してしまったところが、今回の掛け違いになっていると思いますが、市としては市が直さないといけないという意思の基で事業者さんとは、10月ぐらいからだったと思いますけども、予算上程に向けての方向性も示しながら協議をしてましたので、そういう意味では真摯な対応してきたとは思いますが、若干掛け違いといえますか、こちらから伝えるべきところが抜けていたという観点はあろうかというふうに思っております。

○副委員長（齋藤一信）

本来の貸付け責任者としてトイレ改修は直さなければならないという、しかも不完全な契約があったことが起因をしておりますということが市長からありました。その本来の目的を判断をする議会に一度も述べずに、議会に予算化を諮ったということは、先ほど国と市の見解も述べていただきましたが、適していると思いませんか。

◎政策部長（山岸雄一）

非常に難しい御質問だとは思いますが、コロナ予算として上程させていただいたという側面から見れば、この予算に適合した内容であるということを御説明するのは、市の職員としては当然の行為だと思いますので、その点を説明するというのは間違ったことではないというふうに思います。

一方で、今、委員のおっしゃってるのは、そのさらに背景があったのではないか、そこを説明すべきだったのではないかとございますので、その点については、先ほど来、申しておりますとおり、掛け違いといえますか、こちらに少し配慮の足りない点があったのかもしれないというふうには思います。ただ、その職員の行為として、市の貴重な予算を使っていく中で、この社会情勢に適した国の補助制度がある以上、それを使っていこ

うという判断は間違っただものではなかったというふうには思っております。

○副委員長（齋藤一信）

これは、もうちょっと完全にずれてて申し訳ないんですけど、もう後で森岡先生に指摘されるのを前提として言いますけど。じゃ、受け取る国の、山岸部長は国の人ですけど、受け取る側の国としたら実際の事実と異なったというのが、後で事実として市長が表明をされました、本当の理由はここにあったんです、ここにあったんですというといけないうんですけど、本当の理由は私たちの契約の不手際にあったんですって言った事案が、再びコロナの予算でその予算を、その事実を隠して申請をすることって、市の職員や山岸さんみたいに国の人って、お互いにそんなのは暗黙の了解でよしとされるような事案ですか。

6月議会は、なぜその事実を言わなかったんですか、でしたら、併せて。コロナとは関係ない事案です。

◎政策部長（山岸雄一）

まず、後段のなぜ言わなかったのかについては、やはり私はその判断に関与してませんので、なぜというのは正確なところは申し述べることができないというふうに思います。

コロナの予算の性質の話については、確かに仕様書の誤りという出発点はあったにせよ、そのトイレが感染に対して適切な状況ではない、あまり適した状況ではないというものを、より安全な形状に変えるという側面から見ればコロナ予算として使って問題のない性質のものだと思いますので、それを使うことに関して一概に誤りだとか、そういう判断があるかというのは、ちょっと私も予算の担当者の立場に立って判断するときはどうするかというのは分かりかねますが、一面的には問題のない行為ではなからうかなというふうに思っております。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

認識しときます、国に戻ったときの認識に。

○議長（藤井義明）

先ほど1回伺った会議という名の相談、農政から資料いただいたときに、資料提供を議会がお願いしました。そのときに意思形成過程だから駄目ですよと、そのときの参加者はどなたでしたか。

◎政策部長（山岸雄一）

メモなどを残しておりませんので、もう記憶しかないのでは正確にちょっと記憶がございませんが。先ほど申しましたとおり、私と企画政策課長はいたと思います。総務もどなたかいらっしやったと思います。あと農政の担当がいたかどうかというのが、ちょっと正確に覚えていないですね、この誰がという名前までも、私と企画政策課長がいたのは覚えますが、それ以外の担当の誰がも正確な記憶はちょっと今ないんです、記録も取ってないです。

○議長（藤井義明）

当然、副市長はいらっしやいます。

◎政策部長（山岸雄一）

当然、副市長はいらっしやいます。

○議長（藤井義明）

それで、そのときにその資料を出すか出さないかと検討した、その資料名は何ですか。この資料を出すか出さないかというのを相談したんですよね。その資料名。

◎政策部長（山岸雄一）

それが事前評価シートだったと思います。

○議長（藤井義明）

事前評価シートというメモですね。

◎政策部長（山岸雄一）

事前評価シートだと、そうですね。我々としてはシートのフォーマットを使った資料ということですね。

○議長（藤井義明）

資料ですね。

そのときに意思形成過程に関する情報、先ほどお渡ししましたね、事前評価シート、ありましたよね。どの部分が意思形成過程に関する情報だから、これは出せませんよという部分なのか、ちょっと教えていただきたい。

◎政策部長（山岸雄一）

それは部分ではなくて、このシートの存在が意思形成過程のものです。この一部分ではございません。

○議長（藤井義明）

何か、どうも違った。もう終わります。

○副委員長（齋藤一信）

新規事業のときは、事前評価シートは必ずついてくるんですよ、事前評価シートとなった場合は。だから、先ほど部長おっしゃった事前評価のシートの認識って違うと思うんです。つまり、笠岡市で行われる新規事業の事前評価シートは、全て市民に知らされるんです、議会を通じて。だったら、物の始まりは全て始まりがあるので、全ての事前評価シートは市民が見ることになるんです。どっかで新規になるんですから、過去のあれは除いてですけど、事前評価シートは見せるものではないという発言は、訂正されたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

◎政策部長（山岸雄一）

今、副委員長がおっしゃってるのは新規事業シートだと思います。

○副委員長（齋藤一信）

あつ、そうなんですか。ほんなら、僕が認識違うんですね。違うんですね、あつ、ごめんなさい、訂正します。謝罪もします。申し訳ございませんでした。

○委員長（原田てつよ）

それでは、今21まで行ったんですけど、ここままで。

○委員（藏本隆文）

今、副委員長のほうにお答えされた分で、3月に補正で出された分は、予算としては市のほうもあっちこっち探してコロナ予算で何とかなると押さえたいと、そのときに部長のほうは、募集要項との誤りの件を説明しなかったのは、ちょっとあれかなって疑問を持たれたようには、今説明されましたね。

それはそれでされなかったとする、そしたら6月にはコロナ予算でなくて出されたわけなんです。そのときにその委員会の中でもなぜこういうふうなん出すだと、初めから分かってたんじゃないのかと、そういう浄化槽でないというのは分かって借りてたんでしょというふうな質問したんですけど。そのときにも担当課答えられないんで、担当が部署違いますからあれで、そのときに山岸部長もその答弁なんかも聞かれたと思うんです。だから、そのときに説明がちゃんとあればいいのになあと思うのに、かたくなにそのときも説明されなかったから、だから何かおかしいんじゃないかなあという違和感の中で、質問をしてもそういうこと答えられなかったというのは、そこでまたそういうことは言うなっていうふうな、中で協議があったんでしょかねっていうことをお伺いしたいんです。

◎政策部長（山岸雄一）

ただいまの御質問の中で、6月の分科会、委員会が違いますので私は出席しておりませんので、そのような議論があったというのは、直接は聞かせていただいてごさいませんというのを、まず申し述べさせていただきます。

その上で、そのような指示があったのかという点については、そのような指示をするような会議があったのかも含めて、把握はしておりませんので、私の記憶の中ではそのような指示は誰からもなかったと思います。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，続けてどうぞ。

○副委員長（齋藤一信）

質問させていただきます。

22点目は、今回のような事態はどうすれば防げるとお考えでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

今回のような事態というのが具体的に何をお示しされているのかというのが、もう少し明確にさせていただけると非常にありがたいんです。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっと僕も、もうそりゃそうじゃと思います。

今回のような事態、どうすれば防げるか。あっ、まあ分かると思いますけど、誰の質問ですか、これ。今回のような事態とは、どう言うたらええですか。今回のような事態では。

○議長（藤井義明）

百条に至ることも含めると、もう一つは。

○副委員長（齋藤一信）

そういうことでいいんじゃない。

○議長（藤井義明）

百条に至ることももちろんですが、もともと間違っただけをどう公表しなかったのか、この公表をちゃんとするようにするにはどうしたらいいか、そういうことです。百条に至ることも、情報公開をしなかったことによって百条ということにもなってますので、その辺りも含めて、お伺いします。

◎政策部長（山岸雄一）

今回の原因となった仕様書の誤りの部分をなぜ公表しなかったのかというところについ

てでございますが。

今この事態になりまして振り返りますと、先ほどもこの3月予算のところで目的に合った説明はしたんだけど、その背景にある事案についても説明したほうがよかったのではないかなということをし述べたと思いますが、そのような反省はあるかと思いません。

情報公開については、これは我々も事前評価シートというものを公表しますという決裁が回ってきた、その事実だけをもって我々としては事前評価シートというものは意思形成過程に当たるので開示をしないでくださいということを伝えましたが、何を求められているかというのを、ちょっと私は確認をしなかったという点では、ちょっと落ち度があったかなというふうに思います。何が請求されているかというのも、議会の皆さんからは文書で出てきておりますが、それに合致したものが果たして事前評価シートだったのかというのも、私の中では今振り返ると疑問でございます。もう少しここは、こんなことを言っただ変失礼に当たるかもしれませんが、どういうものが欲しいのかというのは、議員の皆さんから担当はしっかりと聞き取る必要があると思えますし、その書面でいただきまして、その書面だけを見て判断をしてしまって、これがええんじゃないかなということで事前評価シートを出そうとしたという行為も、こちらもちょうと落ち度はあったのかなというふうには、今考えるとございますので、執行部の中だけではなくて執行部と議会の皆さんとの間の情報交換といいますか、意思疎通をもう少ししていくことも、今回の案件に至った中では反省すべき点であろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

続けて。

○委員（大月隆司）

資料を具体的にと言われるんですけども、どんな資料が、どのようなものがあって、どういう名前がついているのかというのは、我々議員も含め、市民も含め、内部でつくられる書類がどんなものがあるのかというのは分からないわけですけども、その辺の認識はどうなんでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

今の委員のおっしゃることごもつとも、先ほどの私の答弁の中では、そういう請求に当たって文書だけを見てやるのではなくて、しっかり議員の皆さんからどういった性

格のものが欲しいのかとか、御趣旨をこちらでも聞き取るべきだったという反省を申し述べたつもりがあったんですけども、そのように受け止めになったというのは、ちょっと失礼だったかなと思って反省しております。

○委員（大月隆司）

請求者本人なので、その当時にこういったものでというのは、議会事務局担当職員さんともお話をさせてもらいましたし、担当課に行って直接そういう意思形成過程に関わるかもしれないけれども、こういった形でこれが提案されたのか分かるものをというようなヒアリングまでしていただきました。にもかかわらず、何もないというのが答えでした。これについてどう思われますか。

◎政策部長（山岸雄一）

当時、その記録として残してる正確なものといえますか、そういったものがないというのを農政の担当は申し出ていたというふうに思っております。それであるような回答になったんだと思いますが。丁寧な対応をしてなかったという御指摘であれば、ちょっと真摯に受け止めないかかなというふうに今、ほぼ発言を聞いて感じました。

○委員（大月隆司）

対応は丁寧だったんですが、そういった協議の記録であったりとか、中でこういうやり取りをした起案文書であったりとか、一切の公文書がないという体質についてはどう思われますか。

◎政策部長（山岸雄一）

重要案件についてといえますか、こういう契約に関するようなミスがあった場合にどう対応していくかということについては、記録等をしっかり残していくことは大切かなというふうに、今の状況では感じております。

○委員（大月隆司）

よろしい。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

結局、部長、大月さんから資料請求がありました、農政が事前評価シートも当時含めて総務部に出した、その間引く作業やら、出す出さんの作業は、関わっているんですか、部長。

◎政策部長（山岸雄一）

資料請求を受けたときの状況としては、携わっておりません。決裁ルートにはおりませんと先ほど来申してるとおりで、恐らくその担当部局内でこういったものを出しますという決裁を取って、その上で議会へ提出する窓口である総務課において、こういったものが担当から出てきましたので、この議員の方の資料請求に対してこれを返しますという決裁をまた取るんだと思いますけれども、そのどちらのルートにも政策部は関与していないということでございます。

○委員（大月隆司）

最初のその資料請求の部分の決裁ルートには関わっていないけども、副市長から相談を受けたということで関係者としては、部長がいらっしゃるということですよ。

◎政策部長（山岸雄一）

笠岡市の決裁の仕方は電子決裁と紙との決裁があるんですが、その決裁という形では関与しておりませんけれども、今、大月委員のおっしゃるとおり、副市長からの御相談に答える形での関与というのはございました。

○副委員長（齋藤一信）

それは、農政からその会議にどんな資料が出されたんですか。ああ、出てない、出てない、ああ、ごめんなさい。

事前評価シートについてどうかなあって尋ねられたんですね、副市長に、その1点だけで尋ねられたんですか。

◎政策部長（山岸雄一）

事前評価シートを出すことになってるが、よいのだろうかということで御相談を受けまして、評価シートそのものはその場では確認はしなかったと記憶しています。

○委員長（原田てつよ）

あと2点、続けて。

○副委員長（齋藤一信）

もう2点行きます。

23点目、今回の一連の事態を踏まえて市長と協議を行ったか。行っている場合、いつ頃、誰が参加してどのような協議が行われましたでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

これにつきましては、一連のことですので一番最初の質問の中で少しお答えした

内容と重複するかなというふうに思います。

市長との協議ということでございますので、予算削除があった時点でのことで申しますと、令和3年の3月議会で事業予算の削除があったのがこの案件のスタートだと思いますが、その対応方針決定のための協議の場を持ったかは、ちょっと記憶にはございません。1点目でお答えしましたとおり、6月議会で多くの事業予算の削除がございましたので、部長と三役で対応方針を検討する会議を持ちました。9月議会でも多くの事業予算の削除をされましたので、市長、副市長と総務部長、政策部長と削除された事業の担当部課長入れ替わり制での対応協議を行いました。この対応方針については、いつの段階で再度予算を出すのかといったような大まかな方針決定を行ったものでございます。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

23点目について、ほかに委員さん、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、24点目を。

○副委員長（齋藤一信）

24点目、さきの協議について議事録は作成されていらっしゃるのでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

先ほどの6月と9月の会議については、組織的な議事録というものは作成してございません。個人的には、いずれも備忘録程度、決定事項だけを記載した個人メモはつくってございます。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

他の委員さん、今の点に対してよろしいですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、一応事前に質問した項目は今の24点目で終わりました。

他に関連して事実確認の中で、委員の皆さん、何かございましたら挙手。

○委員（栗尾典子）

すみません。コンプライアンスについて聞きたいんですけど。

普通、先ほど来、一番最初に事前評価でヒアリングをしたときにいろんなメモを取られているんですけども、ヒアリングをしたときに契約違反があったということを記憶にない程度で、認識をしたのは翌年の9月に初めて認識をしたというようなお答えだったと思うんですが。普通話を聞いていて、契約違反があったんで予算をつけたいんだという話があったら、ええ、そんなこと大変じゃないですかという、契約違反なんてしていいんですかって、何とかしなきゃいけないんじゃないですかというふうになると思うんですよ。予算の目的を重視したから云々かんぬんっていう言い訳があったんですけども、予算が立てばどうでもいいのかっていうことになっていて、コンプライアンスに関しては誰が、どの時点で指摘をするような仕組みになっているのか。事前評価のときにそういった指摘をしたりした人は誰もいなかったのか。今まで、この件にかかわらず、ほかの事案でもいいんですけども、コンプライアンスに関しては誰が指摘をするように行政の中ではなっているのかを、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

◎政策部長（山岸雄一）

誰が、どの時点で指摘をということですが。

契約行為ですので、契約担当の部署で責任を持って対応するものなんじゃないかなというふうに思います。今回の案件については、コンプライアンス違反と、今、委員の御指摘ございましたけれども、その契約違反になっている状況の改善に向けての協議、調整というのは、市の職員と相手方企業さんとの間で進めていて、予算計上しますよという流れで御説明をしてる段階で改善に向けた努力を継続していたんじゃないかなというふうに私自身は感じております。そのスピードが遅い、速いというのはちょっとあったかもしれないとは思いますが、放置していたわけではないという時点では、対応を放棄してたということではないんじゃないかなというふうには思いますけれども。誰がどの時点でっていう明確な基準というのは、なかなか基準的なものとしてはないのだと思いますので、そういう事態が発覚した時点で担当者と契約担当の部局、総務部なり市で対応協議をして速やかな対応をしていくというのが、あるべき姿だというふうに思います。

以上でございます。

○委員（栗尾典子）

では、事前評価のヒアリングのときには、部長の中ではスルーしたということは何か問題があって、もう担当部署と企業の間で調整をしていた結果、こういうふうに事前評価のシートが出てきたんだなあというぐらいの認識だったという理解でいいでしょうか。

◎政策部長（山岸雄一）

もう記憶にないですけども、今振り返りますと、委員の言われたとおり、既に対応を進めていただく上で予算化の話を出してきておられましたので、そういう意味では放置していた事案ではなくて、しっかりと対応していたんだなということだったんじゃないかと思います。特段問題視をしたものじゃないと思います。記憶にないので、そのようなお答えで申し訳ございません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか、はい。

ほかによろしいですか。

○議長（藤井義明）

監査報告書は読まれましたか。

◎政策部長（山岸雄一）

はい、読んでおります。

○議長（藤井義明）

どのように感じましたか。

◎政策部長（山岸雄一）

どのように感じたかという主観の御指摘ですよ。

事の発端となった、この仕様書の誤りについてということについて、風通しの悪さもあつたのではないかというような御指摘だったと思いますが。市の中でさらに風通しをよくして、意思疎通と物事に対する、もう少し市民目線といいますか、そういったものを持って対応していくことは重要であるなというふうに改めて感じた次第でございます。

この中身については、先ほど申しましたように、若干、我々としては事実と異なる点があるのではないかという部分は見受けられまして、監査委員の方の御意思は非常に尊重するところでございますが、我々にも聞き取りがあれば、この私の関連した部分では誤りだと思っておりますので、その点は報告書として出なかったのではないかなという点は、ちょっと感想としては持っております。

以上でございます。

○議長（藤井義明）

監査への訂正の場合、政策部長はどのように関係してますか。

◎政策部長（山岸雄一）

監査から出たものについて、すみません、先ほど1月13日付と申しましたかね、訂正の申入れというのをつくるということで、これには私も監査報告書を読んで、自分の該当する部分について誤りがある部分は御指摘をさせていただくということで作成に関与しております。

○議長（藤井義明）

それにはどなたが関わっているか分かりますか。

◎政策部長（山岸雄一）

それも、先ほど御質問があつて正確なお名前をお答えできなかった御質問と重複してると思いますけれども、政策部と総務部と産業部の農政の担当者、関係する者でチェックをした上で、この訂正の申入れをしたというふうに思っておりますので、今の御質問はちょっとこの場では、この人ですというのがちょっとお答えする材料を持ち合わせてございません。

○議長（藤井義明）

訂正を申し込んだ以外は、じゃ認めたということによろしいですか。

◎政策部長（山岸雄一）

はい、事実と異なる点の訂正を申し入れたと思いますので、ちょっと御質問が認めたというのが、ちょっとどういう表現なのかがちょっと判断しかねますけど。

○議長（藤井義明）

じゃ、ほかに訂正することがなかったということによろしいですか。

◎政策部長（山岸雄一）

監査に出した以外に訂正を求める箇所はなかったというふうに思います。

○議長（藤井義明）

そういうことですね、はい。

○委員長（原田てつよ）

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、ほかはないようでしたら、以上で山岸政策部長の尋問を終了いたします。

山岸部長には長時間、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。御退席ただいて結構です。

皆さん、ちょっと超過してますけど、1時までの休憩でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、午後1時まで休憩いたします。

お疲れさまでした。

午後0時08分 休憩

午後1時05分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの政策部長の答弁の中で、不適切な発言があったように思います。後刻調査の上、委員長において適切に処理したいと思いますが、これに御異議ありませんか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは続いて、前川産業部長に尋問を行います。

前川産業部長には、改めましてお忙しいところ御出席くださいまして、ありがとうございます。本委員会の調査進展のために御協力をよろしくお願いいたします。

これより前川産業部長から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

◎産業部長（前川英之）

間違いございません。

○委員長（原田てつよ）

それでは、最初に副委員長から所要の事項についてお尋ねした後、次に各委員から発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

1点目、財政課が当該工事の財源を新型コロナウイルス感染症対策予算に振り替えることについて、市長にどのように説明をし、了解を得ましたでしょうか。

◎産業部長（前川英之）

新型コロナウイルス感染症につきましては、トイレでの感染リスクが比較的高いと考えられており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がトイレの改修などの環境衛生の改善に資する事業に充当でき、市の財政負担が軽減できると説明し、了解を得たという認識です。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、いいですか。

ほかの委員さん、ありませんか。

○委員（大月隆司）

何について。

○委員長（原田てつよ）

今の1番目について。

○委員（大月隆司）

その際に、一義的にその契約が間違っている等とかの一義的な説明の部分については、どのように認識を市長はされていたのか、もしくは担当課もどのように認識をされていたのか。

◎産業部長（前川英之）

その点につきましては、当初の市長査定の際に、財政課の査定概要の中にも募集要項に誤りがあり、市の貸付けをする事業主体の責務としても修繕をする必要があるというふうな説明をしておりますので、その財政の市長査定に出席をした方々は、そういうふうに認識をしていただいていることを前提に、財源が振り替わることについて説明をさせていただきました。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（大月隆司）

その市長査定は、いつの段階で行われたんですか。

◎産業部長（前川英之）

当初の市長査定は、1月15日だったと思います。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

1月、令和3年1月15日、はい。

◎産業部長（前川英之）

令和3年1月15日です。

○委員（大月隆司）

出席者は、どなたがいらっしゃいましたか。

◎産業部長（前川英之）

小林市長、松浦副市長それから辻田総務部長と私、前川それから財政系の職員が全員、平岡係長それから吉井主査、当時は村上さんがいたかもしれません。あとは、すみません、名前がちょっと出てきませんが、もう一人、要は財政課は私で、財政係が全員です。

○委員（大月隆司）

もう一度になるかもしれませんが、その市長査定の折に、どのように説明をされましたか。

◎産業部長（前川英之）

一番最初の市長査定の際には査定概要に沿って説明をしておりますので、その査定概要には業者と契約をして事業を行っていますが、その事業選定に当たって募集要項に誤りがありました。合併浄化槽設置済みというふうな記述をして募集をしていましたが、実際にはくみ取り式でありましたので、貸主責任において整備をする必要がありますという説明です。

○委員（大月隆司）

その後、今回のこの1項目めの質問にある市長に説明をしたということで了解を得たのかということですが。これは、いつですか。

◎産業部長（前川英之）

この市長査定というのが通常複数回に分けて行われますので、1日でということじゃなくて、何日間か時間を分けてやります。ずうっと順番に流れていくんですけども、保留になるものもあつたりしますので、保留になったものであつたりとか、あとは担当課と再

協議する中で説明が変わってくるものについては、その都度、市長査定のときに説明をしております。今回の財源が組み替わるという話については、もともと11月の初旬、中旬ぐらいからヒアリングを始めるんですけども、国の補正予算があるだろうという話が出てきたのが1月中だったと思いますので、その1月中の中でそういう方向が検討されて、最終的にはコロナで行くというふうな方向性が出たのは、2月3日の査定概要の差し替えというふうになっていますので、その頃だというふうに思います。

○委員長（原田てつよ）

大月委員，よろしいですか。

ほかの委員，ありませんか。

○委員（栗尾典子）

すみません。先ほど査定概要に沿った説明というふうにあったんですが。これは、評価シートが1回上がって、これは1,000万円未満なのでということで落ちるといふか、ならなかったと、その評価シートを基にした説明なんですか。それとも、議会が見せていただく新規シートと同じ内容の査定概要ということになるんですか。

◎産業部長（前川英之）

財政が査定をするのは事前評価シート、今回はその事前評価対象から外れてるということでございますので事前評価の対象にはなっておりませんが、財政課が求める資料としては、要求に当たってその事業の内容が詳細に分かるものということですので、通常は事前評価で提出された事前評価シートを基に査定を行います。今回はそういう位置づけではありませんけれども、担当課が持っている資料が予算要求資料の中に添付をされておりますので、それを基に査定を出しています。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（大月隆司）

先ほどの資料については、議会に提出済みのものというふうなことでいいんですかね。今の市長等に説明をした評価シートというのは。

◎産業部長（前川英之）

これについては、これは産業部に異動した後の話になりますけれども、資料請求があった予算要求書一式の中には、事前評価シートではないですけども、同じ意味合いの資料が

添付されているのは確認しています。それも含めて総務のほうにはお渡ししたという記憶がございます。

○委員（大月隆司）

その資料一式の中にどのような資料があったのか、分かる範囲でお示しをいただければありがたいです。

◎産業部長（前川英之）

お尋ねのあった事前評価シートが含まれているときの資料請求としては、担当課の予算要求資料、ですから担当課がどういった費目に対してどういう金額のものを要求します、それとそれの基になる事前評価シートであったり、工事でいうと見積書でありますとか、設計書ですとか、とにかく財政が査定をする際、その事業が緊急性があるのかないのか、その事業の必要性があるのかないのか判断をする上で必要な資料という認識でございます。

○委員（大月隆司）

今回の農業振興施設改修事業に関わる予算要求の資料というのは、存在をするということとよろしいね。財政課が査定をされたということであれば、それに付随する一式の書類というものは存在をしているということとよろしいですか。

◎産業部長（前川英之）

存在しています。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか、はい。

ほかの委員、よろしいですか、はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、副委員長、次へ。

○副委員長（齋藤一信）

2点目、事前評価シートの事業の目的、事業実施の必要性等の欄について、当初記載されていたプロポーザルの募集要項との相違の記述が削除され、新型コロナウイルス感染症対策のためと書き換えられた点について、財政課の担当者ほどなたでしょうか。また、こういった指示でそのようなことになったのか、お示しをください。

◎産業部長（前川英之）

当時の財政課の担当になりますと農政水産課の予算業務を担当していたのは吉井主査です。

どういった指示でそのようになったのかという御質問ですけれども。指示というよりは、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金を充当することになったので、その交付金の対象となる説明に沿うようにしたのではないかと思います。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか，いいですか。

ほかの委員さん，今の2点目の中でございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら，次へ移ります。

○副委員長（齋藤一信）

3点目，仕様書の誤りを認識したのはいつでしょうか。

◎産業部長（前川英之）

私がこの仕様書の誤りについて認識したのは，令和2年11月中旬に農政水産課の当初予算ヒアリング，令和3年度の当初予算ヒアリングが行われる中で承知をしましたという記憶でございます。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか，副委員長。

ほかの委員さん，ただいまのお答えに対して何かありますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは，次へ移ります。

○副委員長（齋藤一信）

さっきの3点目についてですけれども，1月の中旬，令和2年に農政の当初予算のヒアリングがあったことは，今お示しいただきました。出席者，確認をさせていただきます。

◎産業部長（前川英之）

記憶になりますけれども，農政水産課長がいらっしゃらなかったのは記憶にあります。

通常は、当初予算ヒアリングは課長を筆頭に出席をされるところが多いので、あ、いらっしやらないなあというふうな記憶があります。具体的に覚えているのは木南参事がいらっしやって、あとは農政系の職員が何人かいたというふうな記憶でございます。

以上でございます。

○副委員長（齋藤一信）

こちら側，部長側は。

○委員長（原田てつよ）

財政側は。

◎産業部長（前川英之）

財政側は、当初予算ヒアリングもそうですけど、補正もできるだけ私が出席をするようにしていますが、全部が全部出ているわけではありません。ただ、今回の農政水産課の場には出席をしておりました。それと平岡係長以下、財政係が当初予算ではいたと思います。補正ですとなかなか、自分が担当のとこだけ出席をするというのがよくあるんですけど、当初はできるだけ全員で話を聞くようにはしております。

以上でございます。

○副委員長（齋藤一信）

でしたら、確認になりますけど、農政の担当者、これは当時の大友課長は不在だったでいいですね。産業部長はいた。

◎産業部長（前川英之）

部長については、当初であってもなかなか出席をしていただく例は少ないという記憶です。ですので、出席をしておられません。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

総務のほうは、財政係と前川、当時の課長で、それ以外の部署はいない。

◎産業部長（前川英之）

ヒアリングというのは財政係が中心で、そこに私が出席をするというのがヒアリングで、それに対して要求をする側の課長以下が出席をされるというのが一般的です。

○副委員長（齋藤一信）

でしたら、前川前課長は、初めて知ったのは先ほどの11月中旬、事前評価シートの対象にならんなるの企画政策のヒアリングが11月2日に行われたということですけど、それに

は出席はされていない。

◎産業部長（前川英之）

出席はしておりましたが、ちょっと私の記憶ではあまりこの農政水産課の粗飼料生産基地についてはあまり印象としては残っておりませず、明確に問題があるという認識を受けたのは当初予算のヒアリングのときです。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

この11月中旬の農政の当初ヒアリングの記録，資料，メモ含めてございますか。

◎産業部長（前川英之）

個人的にはつくっておりません。財政の担当が主体に査定をしますので、その担当がメモを取るなりして記録に残すということはありません。一般的には、予算要求があったものが査定簿というふうな資料になって、それを基に市長に説明する査定概要をつくります。ですから、査定簿は、先ほどもお答えしましたけれども、存在します。

○副委員長（齋藤一信）

その査定簿を作成したのは、吉井主査ということでしょうか。

◎産業部長（前川英之）

一義的にはそうです。その査定簿を担当が査定をしますけれども、それはその上の係長であったり、私であったり、ずうっと見てその査定の内容に不公平感がないかとか、全庁的な方針に沿った査定になっているかとか、あるいはパソコンなんかでいいますと、統一的な単価で査定をされているかとか、そういったバランスが取れているかというの見ていきます。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

その査定，ヒアリングのときに、もうこれ記憶があるのかないのか分かりませんが、前川前課長，どんなでしょう。農政に対して何か指摘をされたのか。どういった内容のやり取りがあったのか，記憶に残っていれば。

◎産業部長（前川英之）

これについては、当初予算のヒアリングを受けた後に、私の記憶ではそんなに時を置かずに、部長が出席をされませんので当時の石田産業部長に対して、これについては市長や市議会のほうにも説明をしてくださいね。後その問題にならないようにしてくださいねと

いうふうな指示はしました。これ財政の平岡係長から聞いた話ですけれども、令和2年7月か8月頃に石田産業部長から平岡係長のところには、今回の農政、旧粗飼料資料の募集要項について状況の説明があつて、補正をしたらええんかどうか相談があつたようです。そのときには平岡係長が補正要求をしてくださいと、それは市議会に説明をした上で補正要求を上げてくださいというふうに話をしたというふうに聞いています。

私よりも早いんですけど、私はそういうことについてはちょっと記憶がなくて、先ほど申し上げましたように、当初予算のヒアリングのときに、これはきっちりと話をしておく必要があると思ひまして、石田部長にはそういうふうをお願いをしました。

そう思ったのは、私、その財政課の中には契約事務を行っている契約係もありますので、契約の一連の中の手続でいうと、その契約の有効性について重大な影響が出てくる心配がありましたので、その辺の確認も含めて整理をして説明をしておいてくださいというふうに言ったと思ひます。ただ、この契約について、プロポーザルでこれはやられています。プロポーザルに関しては、財政の契約担当には合議では回ってきません。入札については契約係で事務を担当しておりますが、プロポーザルは基本原課で随意契約という形になります。ただ、事前にその進め方等については、相談があれば相談に乗っております。今回の件については、契約係のほうにも募集要項に誤りがあつたというふうな相談、受けてないというふうに聞いています。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

石田部長から平岡さんに問合せがあつたことは、何か文書ですか、口頭ですか。何か記録が残ってるんですか、その回答についても。

◎産業部長（前川英之）

記録は残してないと思ひます。

財政課には市の中で起こつた、財政係でいうと予算に関係するものですよ、特に、そういった相談や手続について相談があります。相談があれば、その都度協議をして、その対応を返しています。基本的にメモでやり取りを残すということはないんですけど、その補正をする場合には、補正を上げてよろしいかというふうな伺いが回ってきますので、そういった補正予算の手続について記録に残るような形にはなりません。

○副委員長（齋藤一信）

その補正の伺いの記録っていうのはありますね、だったら。あっ、ないんですかね。

◎産業部長（前川英之）

これもまあ徹底をされていないので、上がってきたり上がってこなかったりしています。

○副委員長（齋藤一信）

今回につきましては、分からないんですかね。

◎産業部長（前川英之）

今回は当初予算なので事前評価でありますとか、当初予算で資料をまとめた中で、ヒアリングの中で査定をしていくというものもありますし、事前に伺いが上がってくるものもあります。ちょっとその辺は統一はされてはおりません。

○副委員長（齋藤一信）

今回の先ほどの前課長がお示しをいただいた、その財政係または契約係としてのその回答、議会のほうに理解を得といてくださいねということは、どこまでの人が共有してるんですかね、その認識は、このたびの件について。

◎産業部長（前川英之）

議会のほうへ説明をしてくださいという認識については、私は石田部長にお話をしただけで、その後どういうふうにされたかというのは分かりません。

○副委員長（齋藤一信）

分かりません。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員さん、ただいまの部分について。

○委員（栗尾典子）

すみません。担当部長に対して、市長や議会に説明してくださいというふうに要求をして、さらに契約としての有効性を心配したというようなことであれば、総務部長に対しての報告とか、そういったことはなされなかったのか。もしされたのであれば、いつの時点でされたのか。しなかったのであれば、なぜしなかったのか、必要性を感じなかったのか、お願いします。

◎産業部長（前川英之）

これはちょっと非常に記憶に頼るところがあるんですけど。通常、予算に関することは辻田部長には、私としては常に報告をしているつもりです。今回の件については、報告したかしてないかというのは、ちょっと記憶にないです。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか、はい。

ほかの委員さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、次へ行きます。

○副委員長（齋藤一信）

4点目、コンプライアンス上のルールはどのようになっているのか。そもそもルールはあるのでしょうか、お示しをください。

◎産業部長（前川英之）

ちょっと回答がずれるかもしれませんが。私なりにこのコンプライアンス上のルールというのを解釈してお答えをさせていただきますと、契約に関することというふうにちょっと理解をしましたので、一般競争入札の対象となる建設工事などについては一般競争入札実施要綱などに基づいて入札を行っています。このたびの農業振興施設改修事業については、その性質または目的が価格のみによる競争入札に適さないということからプロポーザル方式で契約候補者が選定をされております。このプロポーザル方式については、事務の手引を契約係が定めております。この手引に沿って担当課で随意契約を行っています。しかし、入札そしてプロポーザル方式のいずれにおきましても、その手続の誤りを前提とした記述はありません。誤りが発生をした場合にはその都度財政課の契約係、場合によっては私も入っていきますけども、そこと担当課が協議をして、最善の対応を取るよう努めております。例えば入札で言いますと、入札の延期であったり、中止であったり、そういった対策などは取るようにしております。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかの委員さん、今の点に対して、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、次へ行きます。お願いします。

○副委員長（齋藤一信）

5点目の質問をさせていただきます。

査定概要の仕様書の誤りの記載削除の指示をしたのはどなたになるんでしょう。

◎産業部長（前川英之）

この指示をしたのは誰かというふうなお尋ねですけれども。これは分かりません。分からないというのと、誰も指示はしていないのじゃないかというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

いいですか、副委員長。

○副委員長（齋藤一信）

はい、いいです。

○委員長（原田てつよ）

ほかに、この点に対して、委員の人、よろしいですか。

○議長（藤井義明）

誰も指示しないで書換えができるんですか。

◎産業部長（前川英之）

財政係の中の予算担当が査定概要をつくりますので、その査定概要をつくる中で、その段階段階で内容を変えていくことはありますので、結果的に削除になったんだと思います。

○議長（藤井義明）

ということは、財政課の誰かが独自に指示なしで変えたというふうに理解すればよろしいんですか。

◎産業部長（前川英之）

指示というよりは、市長査定の中で随時変わっていきますので、その方針が出た時点でそれに沿うように内容を変えるということになります。ですから、今回はコロナの予算が財源として充当できるということになった時点で、それに合うように査定概要のほうを変えたということだと思います。

○委員長（原田てつよ）

議長，よろしいか。

○委員（大月隆司）

担当課からの事前評価シートが出て，その中でもう既にその内容がコロナ予算で云々というような内容に変わって，それを受けて査定をして，担当課で査定概要の仕様書というものをつくるような流れでよかったですかね，ちょっと確認ですけど。

◎産業部長（前川英之）

コロナの交付金を充当するという方針が出てからは，その充当する事業法については，その予算に合うように要求の資料も変わりますし，査定概要も変わります。

○委員（大月隆司）

どっちか先に変わったかというのは。

◎産業部長（前川英之）

順番としては，方針が出て，まずは担当課にお願いをします，こういうふうに変ったので，そのための資料を用意してくださいと，出てきた資料を見て，査定概要をつくりま

す。

以上です。

○委員（大月隆司）

ということは，担当課のほうが先にその方針に合わせて変えてきたという認識で合ってますね。

◎産業部長（前川英之）

はい，おっしゃるとおりです。

○委員長（原田てつよ）

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら，副委員長，次，行きます。

○副委員長（齋藤一信）

6点目，仕様書の誤りを市民や議会に報告しなくてもよいと判断したのはどなたでしょう

うか。

◎産業部長（前川英之）

募集要項の誤りについては，プロポーザルの成立に関わる可能性のある重大な誤りであ

るというふうな認識を持っております。このために募集要項の誤りを認識した令和3年度の当初予算ヒアリングの後に産業部に行って、当時の石田部長に対して市議会に説明をしておいてくださいというふうなお話をしました。その時点では、市長も募集要項の誤りについて認識しているということでしたので、いずれ担当課あるいは担当部から市議会に対して説明があるものというふうに思っておりました。

誰が報告をしなくてもよいと判断したかについては、ちょっと分かりません。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかの委員さん、この件について何かございますか。

今の点についてなければ。

○副委員長（齋藤一信）

でしたら、今の話でいきますと、当時財政課長であった前川前課長が、これは重大なことなので議会に言うとかにゃいけんでというのは、産業部のほうに前川部長が赴いて、当時の石田産業部長のほうに口頭でお伝えしたということで、石田部長は、そのときどう言われたんですか。分かった、言うとかよって言うたのか。何かあったんですよね、反応が。

◎産業部長（前川英之）

私から産業部に行って、石田部長にお会いをしてお話をしました。そのときには、市長は知ってるんですかと聞いたら、知ってますということでした。議会に対しても説明をしてくださいというふうに言ったら、ううん、そうなんよなみたいな感じで言われました。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○議長（藤井義明）

その件は、総務部長は御存じですか。

◎産業部長（前川英之）

これも先ほど申し上げましたが、ちょっと記憶がございません。私は言ったつもりになっているのかもしれませんが、辻田部長は記憶にないということなので、その辺がちょっとはっきりと自信を持って報告しましたということがお答えできません。

○委員長（原田てつよ）

ほかに、この件に関して、6点目に関してありませんか。  
よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

でしたら、この仕様書の誤りというのは、非常に市にとって大変によくないことというか、あってはいけんことになる問題だよというのは、市長も当時認識をしてたということでいいんですね。議会の前に、私たちに諮られる前に産業部長がそうやって言ようということ、皆さんと共通認識で、これは大変な問題じゃと、契約の不備があったというのは、報告あったということで職員さん間の中では、市長は知っとるよ、伝えたよというやり取りがなされたんですね。市長は知っとるよという前提で皆さん動きよったんですね。

◎産業部長（前川英之）

そこは、私が産業部に来る前の話なので、どこまで当時市長に対して詳細に説明をしていたか、市長がそれについてどこまで重要事項として考えられていたかというのは分かりません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、事前に質問をしていた事項は以上で終わりです。

その他、委員の皆さんから何かありましたら挙手願います。

○委員（仁科文秀）

一連の契約書とか、基本協定書とか、そういうものがそれぞれ交わされているんですけども。これをつくるに当たっては、今契約係がおられるということも説明の中にあっただんですけども、農政水産のほうで交わすのは交わすとしても、そのもともとのところの契約書は、総務のその契約係のほうといろいろと相談しながらつくっていつているんですか。

◎産業部長（前川英之）

今回の農業施設に関する契約について事前に相談があったかというのは、ちょっと私は承知はしていません。私のほうには、契約担当のほうからこういう話があって、相談を受けているんですというふうな報告はなかったというふうに認識をしております。

一般的には相談があるのが普通、普通といたしますか、私が担当のときにも契約担当には日々契約書を交わしているわけではないので、専門のところには相談はしておりました。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（仁科文秀）

いろいろとJETさんの取締役の報告なんかを見ますと、農政水産の担当者とJETの担当者との間でこの契約が交わされたり、協定書が交わされて、これの内容についてどこまで、例えば最終的には市長、会社でいうと社長まで契約内容が理解されているのか、目が通っているのかということがちょっと理解できないといたしますか、納得できないところがあるんですけども。今の説明であれば、この契約書の内容については、財政課としてはその当時はあまり関与してなくて、今産業部長になってからはそれぞれ強い認識持っておられると思いますけれども、そういう役所の中での、この契約に対する相手との契約内容というのはあまり重視されてない、認識されてないというようなことで受け取っていいのでしょうか。

◎産業部長（前川英之）

契約書というのは、私の認識では非常に、それぞれ相手側との取決め事項なので非常に重要なものだと思いますし、契約を、例えば土地の売買にしても契約書を交わすについては、非常に法的に問題があるかないかというのは顧問弁護士にも相談をしたりしますし、非常にシビアに考えて取扱いをしておりました。ただ、今回の契約書、契約事務に当たってどこまでそういうふうにされたかというのは、私は分かりません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（仁科文秀）

そういうことがあっても、その契約は市長と先方の社長との間の契約になってますので、当然市長が何も知らないということはないですね。確認です。

◎産業部長（前川英之）

契約をするときに担当課が市長室に入って説明をしておれば御存じでしょうし、決裁を取るときに市長決裁を取っていれば市長も見ているということになります。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかの委員さん。

○副委員長（齋藤一信）

農政ヒアリングのときに大友課長は何で来んかったんですか。知ってれば、いやいや、何か理由を何か、何で来んかったのかなと思うて、本人に聞きゃええんですけど。

◎産業部長（前川英之）

通常ヒアリングに出席するしないというのは、その時々業務との関係もありますので、なぜ来なかったんですかというところまでは、お尋ねはしておりません。

以上でございます。

○委員（栗尾典子）

すみません。ちょっと細かいことになるんですが。監査報告の5ページのところのウのところ、市長というところで、査定額について了解したという項目があるんです。査定額は農政水産課からの要求のあった594万9,000円に対して、同様の事業の入札状況を勘案し、553万円を本件工事の予算額としたというふうにあるんですけども。この査定額について市長が了解したというのは、これはその594万9,000円を了解したのか、553万円を了解したのか、これは誰がこの553万円でええがというふうに変わったのか。基本的に考えるに、契約違反の部分は浄化槽の交換だけだと思うんです、市の責任としては。上の例えば洋式だとか、和式だとかを変える金額が入ったからこれをこう変化したのか。何があって、こういうふうに変化したのか。もし御存じであれば教えていただければと思います。

◎産業部長（前川英之）

通常その査定の予算のヒアリングをして、担当が査定をする。査定というのは、その金額の修正ですね、増えることはあまりないんですけども、大体入札等を勘案して入札率を掛けて、この中でやってくださいねというふうなお話しになると思いますが。その財政担当がヒアリングを受けて金額をちょっと若干落とした額の説明をして、それについて市長が了承をしたというふうなことです。

当時、その査定をしている中で担当がどこまで突っ込んでこの査定をしたかというのは

分かりませんが、その契約書をもって、その中身を見るということは、私の経験上はあまりないです。あくまで担当課が責任を持って要求をしてくる以上は、その金額について、こちらが質問したことに対して根拠が示されれば、それはそれで尊重しますが、やはり全庁的な不公平感、バランスがありますので、先ほど申し上げたような、財政として市の全体としての目線で査定をしたりということを行います。

○委員（栗尾典子）

じゃ、この金額に関しては594万円、これじゃ一般的に見て、今までの経験としてちょっと高いけえ553万円ぐらいでええんじゃねえんっていうようなことで変化したと理解すればいいですか。

◎産業部長（前川英之）

財政としては、できるだけ予算額を下げても目的が達せられるように考えますので、入札率が出ているのであれば、その年度の平均的な入札率を使うというのは全く問題ないというふうに思っています。ですから、そういったことで金額を査定をしたということです。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか、はい。

ほかに。

○委員（仁科文秀）

確認です。もうあれだと思っんです。実際に合併浄化槽がないということが相手に分かったのが、手元の資料で今の賃貸借契約が締結されてる令和2年5月の段階では、もう相手が話が違うということが分かってたという記述があるんですけども。実際に、今一連のやり取りを見た中で、農政水産のほうで動きが鈍くて、実際に財政課長がこういった問題について把握したのは11月の中旬ということですけども。ほぼ半年間動きがないと、例えば6月議会や9月議会、12月議会がその間あるわけですけども、その中ではこの問題についてそんなに緊急性がないという判断があったということが、農政水産としてもあるんでしようけども。しかし、笠岡市としての認識も、その半年間ぐらいはほとんどないということでも推移しているという状況だと理解してよろしいですね。

◎産業部長（前川英之）

私の認識としては、契約を結ぶに当たって条件を間違えているということは、できるだけ早い時期にその契約の条件に合うようにするということが、まず頭にありましたので、知った時点で速やかに予算措置をする必要があるというふうに思いましたから、先ほど平

岡係長の話も申し上げましたけど、その相談を受けた時点で、説明をした上で予算要求してくださいと、財政のほうから予算要求しないでくださいと言ったことは記憶としてはございません。

○委員（大月隆司）

その流れで監査報告書の6ページのウのところに、同年2月12日に補正予算についてヒアリング、査定を実施したと、国の交付金事業が令和3年度事業を対象とするとのことにより、本件工事を令和3年度笠岡市一般会計補正予算（第1号）に振り替えることを農政水産課に伝えると書いてあるんじゃないんですけど、遅らしたんじゃないんですかね、これ。誰が判断した。

◎産業部長（前川英之）

農政水産課からは令和3年度の当初予算の要求がありましたから、少しでも前倒しをするという意味もありますし、国の交付金が3月補正のものを対象にするというふうな当初の認識でしたので、実際には令和3年度の事業から対象ということで、3年度の補正に切り替えましたけれども、決して財政が遅らせたというふうなものはありません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

他の委員の皆さん、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

産業部長として、ちょっとお聞かせください。

4月の補正予算は、当初担当者でなかったということですが、6月におきましてはコロナ予算を補正で議会から否決をされまして、6月議会に臨むにあつては産業部長でありました。そのときに議会に本来伝えるべき当時の財政課長として産業部長にお伝えした議会に報告をするべきじゃないのかなあつていう指摘した、この逆の立場に産業部長にもうなられておりました。議会のほうに本来の直さないといけなかった理由を示さずに6月議会に臨んだのは、なぜなのかなあつていうふうに思うんですけど、いかがでしょう。

◎産業部長（前川英之）

3月議会において新型コロナウイルスの交付金を使う事業としては不適切でありますということで修正をされております。このことは、市の責任において、言い換えれば一般財源で実施をすべきというふうな受け取りをしました。このため、当時私はもう説明はされているものという前提でおりましたので、財源がコロナは不適切です、それはおっしゃる

とおりかもしれませんねというふうなスタンスでしたので、その財源不適切なだけで事業自体を否定されたというふうな認識は持っておりませんでした。ですので、市債、少しでも交付税の返りがある市債、交付金ではなくて市債を使って財源を変えて提案をさせていただけば理解していただいているんだなあというふうな思いでございました。

ただ、6月の議会で緊急性がないとか、市債にしても結局は市が後でお金を返すわけですから一般財源と同じだと思います。市が主体で自主的に確保した財源でやるものなので、そこで緊急性がないという理由が出たので、これはもしかしたら説明がなされていないんじゃないかなというふうに思いまして、昨年7月頃でしたか、御相談させていただいたという次第でございます。

○副委員長（齋藤一信）

もしの話します。もし、その6月議会におきまして事実を知らされていない私たちが、産業部長に対しまして、そもそも募集要項を見るとトイレの便器や何かを直す必要があるのか、そもそも募集要項を見れば用途変更、JETさんの都合によって用途変更がなされたら、それはあなたたちで合併浄化槽の、もし7人槽だったら15人槽にし替える、そういった費用は、あなたたちの事情なんだからあなたたちが直さないといけないんだよというふうに募集要項で書かれております。その募集要項の内容に沿っていけば、何で浄化槽を直す必要があるの、トイレの便器まで直す必要があるのって質問がもし6月議会に出てたとしたら、どのように執行部は答えてたんだろうなあって思うんですけど。意味分かりますか、はい。仮定の話をして申し訳ないんですけど、事実を知らされてなかったこちら側として、当時出てしかるべき、事実出ておりまして、妹尾議員だったかなあと思うんですけど、何でうちで直さなきゃいけないのんっていう質問が出ました。直す必要を知らされてない私たちにどのように説明をしたと、これどう思います。

◎産業部長（前川英之）

当時の説明としてはコロナの交付金、要はコロナの感染を防ぐためにトイレをやり替える、いわゆる浄化槽も含めてやり替えるというふうな認識でしたので、それで説明をしておりましたので、特段それについては、はい。

以上でございます。

○委員（大月隆司）

異動の際の引継ぎで、そういう重要事項等というようなものは、引継ぎの中に話がなかったというふうに認識するんですけど、どうなんですか。

◎産業部長（前川英之）

この件についてはありませんでした。

○委員（栗尾典子）

すみません。ちょっと先ほどの話に戻るんですけども、3月コロナが駄目で、6月で市債で駄目だったときに、これは背景をしっかりと説明をする必要があるというふうに思われた。背景をしっかりと説明をしないといけないですよということを議会に相談に行き、指示をしたのは、じゃ、前川部長だというふうな認識でいいですか。

◎産業部長（前川英之）

私はそういう認識です。

○副委員長（齋藤一信）

監査にも書かれております。先ほど前川部長が御紹介くださったように、議長、副議長のところ、6月議会で否決された後に、実はというお話があったというふうに記憶しておりますが。その後市長等の報告も含めて、市長と前川部長は、この件についてどのような協議がされたかというのをお示しできますか。議長のところへ行って、本当の話してきてたんです、あっ、そうか、何て言ってたあ、こう言うてましたとか。

◎産業部長（前川英之）

相談をさせていただいた後、市長に報告をいたしました。御助言いただいた内容について報告をして、市長としては本当の理由を説明して謝罪をして、予算化をするようにというふうな指示でした。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

○委員（大月隆司）

市長自らが率先して訂正をして謝罪をするというふうに発言が、そのときにあったのかわなかったのか。

◎産業部長（前川英之）

それは市長の口からございました。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっとずれちゃって申し訳ないんですけど。どうして事実を言わずに、3月、6月議

会に臨んだかについて、3月、6月議会で事実を言うべきだった、言わずに申し訳ないという謝罪にならなかったんです。

市長に聞かないけんですよね……。すみません。前川部長に聞いてもいいけんですよね。撤回します。

○委員長（原田てつよ）

いいですか。

ほかに、委員の皆さん、よろしいですか。

○議長（藤井義明）

前川部長、この監査報告読まれました。政策部長にも聞いたんじゃないけど、どのように思われました。

◎産業部長（前川英之）

この監査報告書を読んで率直に思ったのは、書いてあることは私が知っている事実については間違いがないので、特段何も申し上げることはないんですけども。監査委員さんが指摘されているように、やはり物事には必ず事実があるので、その事実が起きた時点で、その時点での考えをちゃんと説明をしておかないと、時が流れてまた状況、条件が変わってくると途中が抜けて、最初説明して、今回最初がなかったんですけど、最初がないままに物事がどんどんどんどん時間がたつにつれていろんな状況が変わってきて覆い隠すようなことに、結果なっているというふうな御指摘をいただいておりますので、そういうことがないようにするためにも、やはりその時々で適切な説明、対応をしていく必要があるというふうに改めて感じました。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、まだほかにありますか、前川産業部長に対しての質問が。

○議長（藤井義明）

あります。

○委員長（原田てつよ）

あるようでしたら、10分間休憩を取りたいと思います。

20分まで休憩を取ります。

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ほかに質問がある委員さん、いらっしゃいますか。

続けてどうぞ。

○議長（藤井義明）

今、感想でしたね。どう思いましたかって話なんで。

この監査報告書の中に財形課で前川産業部長は財政課の課長の時代に下の方が出て、前川課長はヒアリングは監査では受けてないですよええ、受けたんですかね。

◎産業部長（前川英之）

私は、受けておりません。

○議長（藤井義明）

受けてないですよええ。

◎産業部長（前川英之）

はい。

○議長（藤井義明）

ということは、これは課長さん以外、係長とか、その方たちのヒアリングでこの文書はできたというふうに理解すりゃええんですよ。

◎産業部長（前川英之）

そうなると思います、はい。

○議長（藤井義明）

そういう中で、これを読まれたということなので、この中で前川課長が知ってる中で、この中に間違いがある、ここは違いますよというのが、課長が知ってる中でありますか。

◎産業部長（前川英之）

いや、それはございませんが、この監査の2ページの第2の監査の実施の中に、4、監査の着眼点というのがありますが。その(1)の手順に沿って適正であったかについて述べられていないので、そこはちょっとこの監査報告書がどうなのかなあというのは思いました。ただ、書いてある内容については間違いというふうなことが、ちょっとあまり印象にないので。

○議長（藤井義明）

監査は、手順とかはもうきちんとされているという話でした。その处理的には問題ない

と、流れもそうですような話をされたように僕は記憶してるんですけど。ですから、あまりその点には書かれてないのかなあというふうには思いました。

ということは、ここでの1回、政策部長が何か間違ってるというのは、課長知ってますかね、あの訂正文を出されたのは。

◎産業部長（前川英之）

復命文。

○議長（藤井義明）

うん、じゃけど、復命もそうなんですけど、訂正の申入れ書を出されたのは、御存じですか。

◎産業部長（前川英之）

はい、承知としております。

○議長（藤井義明）

その中に、今言う復命というのは、政策部長の話でしたから。その点の中に、財政課のほうでは間違いがあった、ここは違いますよという話はないんですね。

◎産業部長（前川英之）

財政課の立場としては、特段気になるようなところはありませんでした。

○議長（藤井義明）

ないと。

◎産業部長（前川英之）

はい。

○議長（藤井義明）

いいです。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。

副委員長，よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

いいです。

○委員長（原田てつよ）

いいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

そしたら皆さん、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で前川産業部長の尋問を終了したいと思います。

前川部長には、長時間本当にありがとうございました。御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 22 分 休憩

午後 2 時 32 分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、藤井財政課長に尋問を行います。

藤井財政課長には改めましてお忙しいところ、出席くださいますありがとうございます。本委員会の調査進展のために御協力をお願いいたします。

これより藤井財政課長から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いはございませんか。

◎財政課長（藤井俊幸）

間違いありません。

○委員長（原田てつよ）

それでは、最初に副委員長から所要の事項についてお尋ねした後、各委員さんから発言を願うことにいたします。

副委員長、それではよろしく願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

そのまま読ませていただきます。

いいですか。監査委員からの事務監査報告書によれば、財政課が行った予算の市長査定の際に、仕様書の誤りについて口頭で説明したとあるが、どのような説明をされたんでしょうか。

◎財政課長（藤井俊幸）

私は、昨年度の予算編成にはちょっと関わっておりませんが、監査のほうにはヒアリングのほうには出席をさせていただいております。そのときでの説明の内容といたしましては、プロポーザルの市長への説明としましては、プロポーザルの募集要項に合併浄化槽接続済みとしていましたが、簡易水洗くみ取り式であることが判明したので、貸主、市の責任として合併浄化槽の整備を行う事業であるという説明をしております。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか。

ほかの委員の皆さん。

○議長（藤井義明）

これ，いつの話です。どこのページ。

○委員長（原田てつよ）

皆さん，5ページ，大丈夫ですか。

○議長（藤井義明）

5ページの上のウ。

◎財政課長（藤井俊幸）

上のウですね。

○委員長（原田てつよ）

ウですね，はい，ウです。

皆さん，大丈夫ですか。

○議長（藤井義明）

このときは，藤井財政課長じゃったんけ。

◎財政課長（藤井俊幸）

私は，このときは財政課長ではありませんでした。ですので，監査のヒアリングには当時財政係長だった平岡係長と一緒にいきまして，説明のほうは基本的には平岡係長のほうからしていただいたということで，それを今，私が代わりに報告をしたというような感じになります。

○議長（藤井義明）

要するに，藤井課長は年度変わってからですよ。そうですね。だから，この辺りについては，直接関わっていないということじゃね。当初で補正の最初の1号については関わ

ってないというふうに考えればいいんですかね。

◎財政課長（藤井俊幸）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井義明）

そうすると、6月については関わってるということですよ、はい。その中で、農政のほうからはそのことについては一切報告が上がってきてないというふうに、そのことっていうのは仕様書の誤りのことですよ、が関わってなかったというふうに理解しすりゃええんですよ。

◎財政課長（藤井俊幸）

6月補正のときには、ちょっと私もヒアリングに出たかどうかははっきり覚えてないんですけれども、スケジュールを確認した限り、ちょっとほかの予定が入っておりましたので、恐らくヒアリングには出席してなかったと思います。ちょっと印象に残ってないものもありますので、出席してないと思いますが。その後、財政係から聞く話の中においても、その件は出てきませんでしたので、私はその6月補正の編成をする段階では、仕様書に誤りがあったということは認識をしていませんでした。

○議長（藤井義明）

いつ知ることになったんでしょうか。

◎財政課長（藤井俊幸）

知ったのは、9月補正を編成し始める令和3年7月頃でございます。そのヒアリングの前後だったと思います。ちょっと、その辺はいつだったかははっきり覚えてないんですけれども。

○議長（藤井義明）

そのときに財政として、その知ったと、じゃ、そのことは言わなきゃいけないねとかという話は出なかったんですかね。

◎財政課長（藤井俊幸）

これを最初に聞いたのは、たしか前川部長からお聞きしたと思います。こういうことが実は仕様書に誤りがあったんだということを聞きました。これは、ちゃんと議会に報告をしなければならないということで、これが正副議長に説明されたとなんか、前なのかちょっとははっきり覚えてないんですけれども、前川部長がそういう方向で進めたいという、しなければならないというような考えでしたので、私もそのとおりじゃないかなあというふ

うに思いました。

○議長（藤井義明）

その件で何か聞くこと、違う件で聞こう思いよんで、何か今の件で。

○委員（大月隆司）

藤井財政課長は今の財政課長で、異動で来られた後の対応ということで、本件にどのように関わられてたのか、今までの間どういう協議があったとかという、時系列で覚えている範囲でお答えいただければと思います。

◎財政課長（藤井俊幸）

最初に知ったのは、先ほど申し上げましたとおり、9月補正の編成でございます。それは議会にちゃんと説明をしなければいけないという前提の基で予算編成を、9月補正は行いました。その後、資料を提供するとか、そういうようなところでは、財政課のほうは初めのところでは関わっておりませんでした。以降は、監査から予算に関する資料を提供してくださいというところから本格的に話に入っていくという印象でおります。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○議長（藤井義明）

その先、監査からの資料提供、その辺からだということですが。その資料提供の当初のときに財政課は、3月補正、当初予算に関しては、これには仕様書の間違いが載ってる書類は完全に入ってるんですね、査定概要に。この部分について4点、提出してないんですね。今言う農政は事業評価シートと言われるメモを出してないんですね。一番書かれてる肝腎な部分を出してないんですね。それで、後で監査が請求して出したんですね。その事実は間違いはないですかね。

◎財政課長（藤井俊幸）

はい。少しちょっと説明させていただきたいと思いますが。

監査からの要求資料の中には、令和3年度笠岡市一般会計補正予算（第1号）から3号、5号までで、当初予算の資料の要求というのはございませんでした。ですので、その文書をそのまま受け止めて提出をさせていただいたということでございます。それでもってヒアリングの場にかがいましたところ、当初予算の資料がないというふうに言われましたので、もうすぐその場で財政係に電話をして、そのまんま資料を持ってきてくださいということですので、もうヒアリングの場で提出をしました。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○議長（藤井義明）

今、先ほどちょっと言いかけたんじゃないけど、査定概要に仕様書の誤りについて書いてあることは事実、確認してましたか、知ってましたか。

◎財政課長（藤井俊幸）

お恥ずかしながら、私も当初予算の査定以外見ておりませんでしたので、そこで見て、そういうことが書いてあったなあというのは初めて知りました。

○議長（藤井義明）

この件について、すぐ出したということで。ということは、その中身も先ほど言いましたように確認してなかったということは、その仕様書の間違いについても一切、何も止めたとかという気持ちはないということでよろしいんですね。

◎財政課長（藤井俊幸）

査定概要とか、査定簿をちょっと表に出すというのがちょっとこう、今まで財政課のほうでは代々、これはあまり外に出すようなものではないというふうに、査定の特に担当課とかに渡った場合に、財政の査定の方針が見えてしまって、予算要求にちょっと問題が出るんじゃないかというようなこともあるので、少しちょっとこの辺はどうなのかなあとは思いましたが、監査から正式に要求をいただいた資料ですし、提出をしなければならぬということで提出をしました。

○副委員長（齋藤一信）

議会から、その前に同様の要求がありましたが、なぜ監査で指摘されて出して、議会でその前に要求して出さなかったのか。藤井課長、どこにどういう判断が働いたんですか。

◎財政課長（藤井俊幸）

まず、そういった資料の要求があったことが財政課には話がございませんでした。担当課のほうにそういった経緯の資料が求められているということは、後からお聞きしたんですけれども。

○副委員長（齋藤一信）

9月議会の前に初めて藤井課長、この事実を知ったということですけど、財政課長としては、このことについてはどのような問題意識を持たれたんですか。

◎財政課長（藤井俊幸）

やはり、そういった契約の募集要項に誤りがあったというのは大きな問題であるというふうに思いました。

○副委員長（齋藤一信）

そういった大きな問題を議会に示さずに、2度、3度議会で予算を上げてきたことについて、財政課としてはどういった認識をお持ちだったんですか。

◎財政課長（藤井俊幸）

そこはなぜ、ちょっとそういうふうになったのかというのは、ちょっと私も分かりません。

○副委員長（齋藤一信）

いや、財政課長として6月議会で臨みました。結果として事実を知らなくてという説明が先ほどありましたが。ただ、その責任者の一人なわけでしょ。その問題をどのように捉えたのか。9月議会も出してきたわけでしょ、藤井課長が。3度のうち2度あなたが関わっているでしょ。どういった、財政課長として認識を、先ほど言ったように契約に不備があったことは問題だったというのは、市長もおっしゃったんです。その契約に不備があった問題の認識は示されて、すみませんでしたと言ったんですけど、その大きな問題を議会に示さずに予算化をしたことを、なぜ、あなたたちはそういうことをしたんですかって議会は尋ねているんですけど、その回答をどなたもしないんです。あなたは、課長としてどういう認識をお持ちですか。

◎財政課長（藤井俊幸）

先ほども言いましたが、なぜそういうふうになったというのは、ちょっと分からないんですけども、説明はするべきだったというふうには思っております。それは、前課長が担当課に報告をするようにというふうに伝えていたことから、やっぱり財政課とすればそういうことがあれば、議会に伝えるべきだというふうには考えております。

○副委員長（齋藤一信）

重ねて質問するといけないんですけど。だったら、財政課長としてこのたびのことについては、議会に報告しなかった責任はあるということでもよろしいんですね。責任の一端はあるということでもよろしいんですね。知らなかったからどうしたんです、こうしたんですということは置いといて、責任者の一人としてという認識を伝えたということですよ。責任は感じてない。問題はあるなと思っただけ、責任は感じてない。

◎財政課長（藤井俊幸）

知らなかったことに責任があるのであれば、責任があるのかもしれませんが。

○副委員長（齋藤一信）

そういった重要案件が、重要案件という認識を示されましたでしょ、引継ぎをされなかったということについては、どのように課長としては思われているんです。

6月議会では知らなかったんでしょ。

◎財政課長（藤井俊幸）

引継ぎがあるべきだったのかなあというふうには思っております。ただ、やはり3月の議会で財源の問題、コロナ対策にはそぐわないということで修正となった、そこに問題があるというような認識でございましたので、そこを正さなければならないなあということで考えておりました。

○副委員長（齋藤一信）

お互い知らないですからね、知ってて言よんです。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（栗尾典子）

6月が削除されて、9月にもう一回出さなきゃねっていう話を先ほど企画部長が、いう方向性で行くと、具体的なことは置いといて、これは9月議会でもう一度チャレンジしないといけないという方向性を決めたんだと、あとのことは、それぞれの担当でということだったんですけれども。6月に削除の後、前川部長からそういう御報告があって、予算化して出す。この削除から次の9月に予算提案するまでの、今の担当課長としての認識、例えば削除された理由を探ったとか、何でこうなったのか、おかしいなと思っていたとか、もしくは何も思わずにどうしたもんかなあと思ってたら部長から報告があったとか、そういう自分の中での認識があれば教えていただければと思います。

◎財政課長（藤井俊幸）

6月で削除されて、この件だけではなく、ほかの件もありまして、特に財政課の案件があったもので、特に私は財政課のほうの案件にちょっと集中していた面もあるんですけれども、トイレのほうについても別の財源を考えなければいけないなあということで、何がいいかなあというようなことを中心に真剣に考えておりました。

○副委員長（齋藤一信）

この監査請求において、農政課と財政課から資料を監査のほうに頂いておりますが。ま

ず、1回目の監査からの資料の請求で、財政課が提示した資料が出ておりますが。1回目の請求で出てこなかった資料が令和3年度の当初予算の検討資料です。これが指摘をされて出てきておりますが、農政のほうははなから令和3年度の当初予算の資料はもう出してくてるんですね、監査のほうへ。なぜ財政のほうは出さなかったのか。

◎財政課長（藤井俊幸）

すみません。もう本当に額面どおり請求があった資料をそのまま提出をさせていただいたということでございます。

○副委員長（齋藤一信）

同じ請求が同様に監査からあったのか、私たち知らないんですけど、恐らく農政も財政も同じ請求だったと思うんですけど。同じ請求で農政のほうが出してきて、どうして財政のほうが出さなかったということが起こってます。お互いの農政と財政のすり合わせは、監査から請求があつてされました。

◎財政課長（藤井俊幸）

請求された資料につきましては、監査報告書の10ページの一番上の(3)のところになります。そちらには補正予算の資料だけになっておりまして、当初予算が入っておりませんでしたので、そのまま出したということございまして、農政水産課と特にすり合わせをした記憶はございません。

○副委員長（齋藤一信）

改めて令和3年度の当初予算の分も財政としての資料を出してくださいって求められたんですかね。

◎財政課長（藤井俊幸）

先ほどもお答えしたんですけども、この資料でもって監査のほうでヒアリングを行うときに、当初予算の資料がないというふうに代表監査のほうから御指摘をいただきましたので、もうすぐその場で、そこで私が電話をして、そのまま全部持ってこいというふうに言って持ってこさせました。

○委員長（原田てつよ）

ほかに、委員、よろしいですか。

○議長（藤井義明）

9月に定例会のしょっぱな市長が謝罪というか説明を、できてませんでしたということで、その前に前川部長が議長室に来られて、その前に皆さんは財政課長を含めて御存じで

すよね、その記載ミス、その辺からもう当然財政課も知ってたと、記載ミスについては、それでいいですかね。

◎財政課長（藤井俊幸）

議長のほうに説明に行かれた時点で、私が知っていたかどうかというのは、ちょっと定かではないです。その前後ぐらいに聞いたというふうに思っておるんです。ただ、財政係としては知っていたはずです。

○議長（藤井義明）

それで、市長が先ほど申し上げたように謝罪をするということが決定したと、でも謝罪をするということが決定したのと、財政課がつくったのかどうか分かりませんが、予算概要等やこらには一切その記載がないんですよ。ないんですね。謝罪するという決定があるにもかかわらず、予算概要には書いてないんですよ。そこまで隠さなきゃいけないのかなあというふうに私は見たんですけど。その辺のことについてはどういう指示があったん。おたくが書いたという、財政課が書いたわけではないというふうに、どこが書いたのかを含めて。

◎財政課長（藤井俊幸）

あの資料自体は、予算説明資料自体は、財政課が担当課の要求資料を基に作成をし、担当課に見ていただいた上で問題がなければ、それを提出させていただいているものでございます。

○議長（藤井義明）

でも、市長が謝罪するっていうのは、問題があるわけじゃないか。事実と違うのはもう認識してるわけでしょ。それなのに、そこに訂正というか、書かないというのはおかしいと思いませんか。

◎財政課長（藤井俊幸）

すごく短い列しかない、ほとんど書くところがない中で、何のためにするのか、その当初の目的に戻ったような、ちょっと書き方にはなってしまったなあというふうには思っております。市の誤りを正すためでは当然あるんですけども、そういう観光目的とか、農福連携とか、そういうようなことのためにやるという、そもそもプロポーザルをやるというような前提があったということもあるので、ああいう書き方になってしまったのかなあというふうには思っております。それについても、書いたほうがよかったかなあというのは、ちょっと今になって思えばそうだったかもしれません。

○副委員長（齋藤一信）

課長は、募集要項を把握してます。

◎財政課長（藤井俊幸）

最近になって見させてもらいました。

○副委員長（齋藤一信）

募集要項を見れば、そもそも貸付け責任者として合併浄化槽やトイレの便器やら水道に至るまで直すようになってる募集要項だと思います、市の責任で。

◎財政課長（藤井俊幸）

募集要項のほうに合併浄化槽接続済みというふうには書いておりますので、そこはやはり募集要項の誤りであり、貸主としての責任があるのではないかなあというふうには、やはり考えております。

○副委員長（齋藤一信）

だから、そもそも募集要項の誤りを知らされてない人に対しての説明、知らなかったわけですね、課長自身も。だから、コロナで直さなきゃいけないっていうんじゃなく、そもそもトイレって貸付け責任者として募集要項に準じたら、財政課長として直す必要のあるものっていう判断をするものなんです、募集要項を読まれて。

◎財政課長（藤井俊幸）

やはり、募集要項と違うというような結果。

○副委員長（齋藤一信）

募集要項と違うというのを知らない前提で聞いとんです。募集要項を知らされてないんです、こっちは。募集要項の瑕疵を知らないんです。知らなかったんでしょ、あなたも。

◎財政課長（藤井俊幸）

知りませんでした。

○副委員長（齋藤一信）

募集要項を改めて見て、知らない前提で瑕疵がない前提で直す必要のある内容だと思います、財政課長として。

◎財政課長（藤井俊幸）

それがなければ、私も一概にその市が直すべきというふうには考えないかもしれませんが、そこは担当課が貸す相手側とどのような話をするか、そして市としてその施設をどういうふうにしたいかというようなことで判断は変わってきたりするのかなあというふう

は思います。

○副委員長（齋藤一信）

契約係を預かる課長ということでいいんですよね。

◎財政課長（藤井俊幸）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

その観点で、あの契約読んで市が直す責務があると思います。瑕疵を知られてなかったんですよ、課長も。

◎財政課長（藤井俊幸）

あの募集要項だけを見て、ちょっと契約書の、実際には契約書の中身まで見ないといけませんと思いますけれども、あの募集要項だけを見た限りで、しかも例えば合併浄化槽もちゃんとついてます、じゃけど、その合併浄化槽も直さないけません、直すの市がやりますとかというふうに話が出た場合に、そこに市の責務が必ずしもあるとは考えません。

○副委員長（齋藤一信）

かつちり読んでないの、課長。

監査の6ページに、農政水産課の担当者は、財政課の担当者からの本件工事の額を新型コロナウイルス感染症対策予算に振り替えて予算要求することとしたから、文書を整理して作り直してくれと言われましたと、こうあるんです。財政課の担当者というのはどなたになりますかね。

◎財政課長（藤井俊幸）

昨年度の農政水産課の担当をしていたのは、財政系の吉井主査だと聞いています。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。いいですか、副委員長。

ほかに、委員の皆さん、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

総務部長が最初に来られたときに、もう今となつてはもう出せない資料ってもうありませんよねって見解を述べられました。財政課長も一緒ですか。こういうことがあって、もう結局今となつては、もう議会から要求された資料でも出せない資料ってないっていうふうに思いますって言われましたが、財政課長も同じ認識でいいですか。

◎財政課長（藤井俊幸）

できる限り出せるものは出したいなというふうに思っております。ただ、財政係がヒアリングのときに頂いてます予算要求書の中には個人情報でありますとか、判こをついた見積書でありますとか、それからそのときに聞きながら殴り書きをしたようなメモとかがございまして、もしそこに人の名前であるとか、ちょっとこう不正確な情報というのは、その殴り書きの中にはちょっとある可能性もあるので、その辺りは慎重に考えさせていただかんとはいけんとは思いますが、基本的にはこういうことがあれば、できる限り御協力はしたいと思っております。ただ、ちょっと査定には、今後担当課からの要求、それからそこから発生してその事業者からの見積などに何らかの波及が出ないかなあというのは、ちょっとそれは危惧しています。

○委員長（原田てつよ）

ほかに、委員の皆さん、ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で藤井財政課長の尋問を終了いたします。

藤井課長には長時間ありがとうございました、お忙しい中、お疲れさまでした。御退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 03 分 休憩

午後 3 時 04 分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて協議案件 2、今後の調査経緯についてを議題としたいと思います。

現在の委員会の状況を考えますと、当委員会の調査は、令和 4 年度の継続して行われることが見込まれますが、予算については年度内に議会の議決を得る必要があります、また現在の法律アドバイザーとの契約が 3 月末までとなっておりますことから、当面 4 月の第 1 回の委員会開催日を始期とし、6 月末までを終期とする新たな契約を結ぶ費用も含めて調査経費を 40 万円以内とし、この旨を議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、当委員会の調査経費を40万円以内とし、この旨を議長に申し出ることに決しました。

それでは続いて、協議案件3，証人出頭要求についてを議題といたします。

どのようにいたしましょうか。

委員の皆さんから意見がございましたら挙手願います。

そしたら、事務局のほうから参考までにを。

◎事務局長（長野浩一）

失礼いたします。

まず、整理をいたしますと、これまでにこの当委員会のほうにおいていただいておりますお話を伺わせていただいた方が、民間のほうでJETの問田氏それから市役所のほうでは辻田総務部長、山岸部長、前川、今日の部長、先ほどの藤井課長それから代表監査委員となっております。

今後見込まれる職員と関係者といたしまして、石田教育部長、これ前産業部長でございます、それから大友生活福祉課長、これは前農政水産課長でございます、それから中山現任の農政水産課長、それから木南農政水産課参事、これも現任の職員でございます、それから今日おいでいただいた前川産業部長については、次は産業部長としての召喚もあり得るのかなあと考えております。それから、副市長、市長それから当初の各委員の皆様方から御意見をいただいた際に、プロポーザル事業者、プロポーザルに参加した事業者にも意見を聞いてはどうかという御意見もたしかあったかと思っております。それから、先ほども申しましたJETについて、さらにお聞きする必要があるかどうか。そういったところが今後の証人等の候補になるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

それでは、委員の皆さん、御意見が、はい。

○議長（藤井義明）

次は何人。

◎事務局長（長野浩一）

失礼いたします。

今日のようなスケジュールでいきますと1日3人になりますが、これもう極端に言いま

すと、6時まで行こうということになれば4人あるいは5人も、多分可能になるんだろうと思います。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、どうでしょうか。

1日、時間長くても人数をこなすか。

○議長（藤井義明）

一応、誰と誰と呼ぶかのできるかなあというんがあったら4人でも、あまり遅くまでというのは思ってないんで、内容によってはもうそんなに、前川部長だってそんなにむちゃくちゃにあるんじゃないと思うので、現部長の中だから、その辺だったら4人でもええのかなあというふうに思うんですけど。ほやけん、その辺、誰を呼ぶかによって多少変動があるのかなあと思ひよんですけど、どんなんか。

○委員（大月隆司）

副委員長に一任して。

○副委員長（齋藤一信）

はい、ありがとうございます。じゃ、私も大月委員さんの、委員長と協議させていただきたいと思います。

○委員（大月隆司）

そうしていただければ非常にありがたいです。

○委員長（原田てつよ）

分かりました。

それでは、正副委員長にお任せいただいて、決めていきたいと思います。ありがとうございます。

それでは続いて、協議案件4、その他について。

各委員の皆様から何かありましたら御発言お願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

森岡弁護士さんより何かありましたら、お願いいたします。

○法律アドバイザー（森岡佑貴）

先ほどとの観点で言えば、吉井主査のほうには話を聞いたほうがよさそうだなと、個人的には思うところです。

はい。それ以外については、ちょっと、さっきの朝の話で言えば、さっきも簡単にお伝えしましたが、基本的には文書を見てる見てないというのが若干あったりとかして、見てないものをずうっと聞き続けても、多分お互い大変なので、すつとすぐ見せてあげて、この文書について教えてくださいという形でがりがり聞いたほうが効率的なのかなと思いました。

○委員長（原田てつよ）

了解しました。

今日、朝ちょっと資料がなかなか出にくくて、ちょっと時間かかりました。

それでは、事務局のほうから何かありますか。

◎事務局長（長野浩一）

では、失礼いたします。

それではまず、先ほど次回については何人をどういうふうな形でというのは、今後、委員長さん、副委員長さんと御相談をさせていただいて、別途お知らせをするようにいたします。

それで、日程のほうでございますが、前回の2月21日の委員会の際に、4月については一応4月13日の水曜日10時からをもう既にお願いをしているところでございますので、再度確認の意味で委員の皆様方の日程調整をお願いいたします。

その後のスケジュールでございますが。ちなみに、4月下旬には中国議長会総会それからその後連休を経まして、今お聞きしておりますところでは、5月中旬にはコタバルの訪問また臨時議会等も見込まれておりまして、ちょっと後期の日程調整が困難なんですけど、次回については、まず1案として5月9日の月曜日、そしてできましたらその次の日程までということで5月27日の金曜日、この2日間辺り日程としていかがでございましょうか。5月9日月曜日、そしてその次が5月27日の金曜日、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎事務局長（長野浩一）

そうしましたら、森岡先生も一応、内申はさせていただきましたが、じゃ、よろしくお願いたします。5月9日と5月27日です。じゃ、この日程も今後のスケジュールに組ん

で、調整のほうさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。

それでは、以上で協議案件4、その他を終わります。

閉会に当たりまして、副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

お疲れさまでございました。

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時12分 閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第1項の規定により

ここに署名する。

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する

調査特別委員会委員長

原田てつよ